

3 さわやかな生活環境の保全と創造

3-1 大気汚染の防止

1 大気汚染の状況(大気水質保全課)

大気の汚染状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、昭和 46 年から大気常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を監視しています。平成 18 年度の調査結果の概要は次のとおりです。

(1)大気汚染状況の常時監視

調査内容

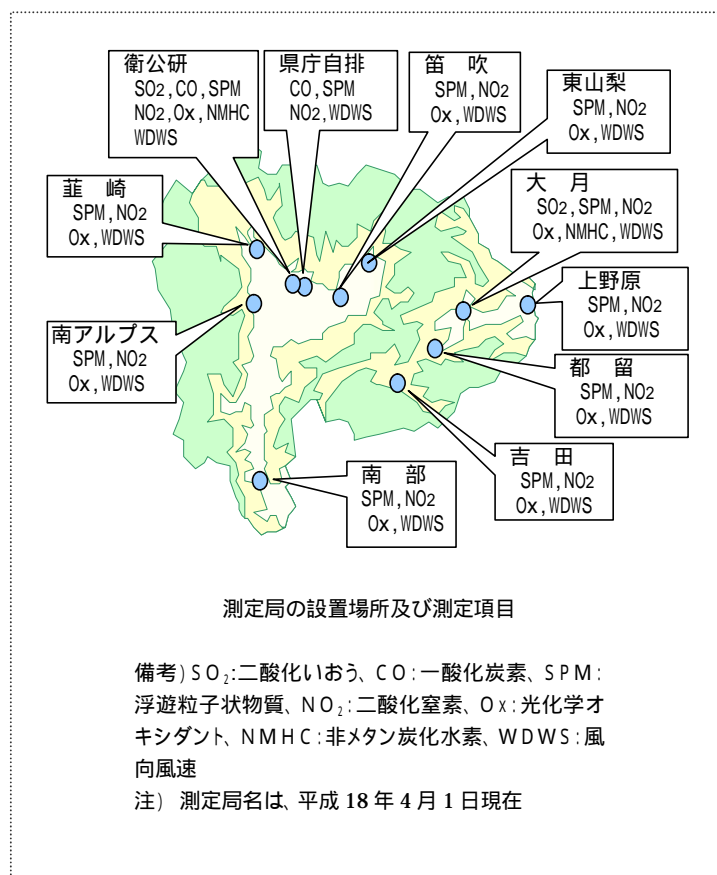
環境基本法に基づき、環境基準が定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの常時監視は、大気汚染状況の適切な評価等の観点から、一酸化窒素、非メタン炭化水素及び風向・風速を併せて測定しました。

測定局の設置場所、測定項目等

測定局は一般環境大気測定局 10 局、自動車排出ガス測定局 1 局の計 11 局を設置しています。

調査結果の概要

下表のとおり、光化学オキシダントと浮遊粒子状物質を除くすべての項目について、環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、全国的にも達成率が極めて低く、本県においても達成されていません。



本県の大気環境は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないことがあります。なお、平成 18 年度の年間値や月間値等の測定結果は、資料編に掲載しています。

| | 二酸化いおう | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化窒素 | 光化学オキシダント |
|----------|--|--|---|--|-------------------------------------|
| 環境上の条件 | 1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の一日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。 | 1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| 測定局数 | 2 | 2 | 11 | 11 | 10 |
| 有効測定局数 | 2 | 2 | 11 | 11 | 10 |
| 評価方法 | 長期的評価 | 長期的評価 | 長期的評価 | 長期的評価 | 短期的評価 |
| 達成測定局 | 衛公研・大月 | 衛公研・県庁自排 | 衛公研・大月・上野原・笛吹・吉田・南部・都留・南アルプス・東山梨・韮崎・県庁自排 | 衛公研・大月・上野原・笛吹・吉田・南部・都留・南アルプス・東山梨・韮崎・県庁自排 | |
| 非達成測定局 | | | | | 衛公研・大月・上野原・笛吹・吉田・南部・都留・南アルプス・東山梨・韮崎 |
| 環境基準達成状況 | 2局中2局 | 2局中2局 | 11局中11局 | 11局中11局 | 10局中0局 |

平成18年度 大気汚染に係る環境基準の達成状況

有効測定局

有効測定局とは、年間測定時間が6,000時間以上の測定局(光化学オキシダントを除く。)をいう。

評価方法

(1) 短期的評価(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、未達成と評価する。

二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

(2)有害大気汚染物質の測定結果の概況

有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質並びに指針値¹が設けられているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀²等の7物質の合計11物質の測定を県内で実施しました。

揮発性有機化合物9物質は県内4地点、水銀及びニッケル化合物については衛公研局及び吉

1 平成15年9月30日又は平成18年12月20日に環境省が設定した「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」をいう。

2 指針値は水銀について定まっているが、測定方法は水銀及びその化合物について定まっているため、指針値に対する評価にはその測定結果を用いた。

田局の2地点で実施しましたが、測定した全ての地点で環境基準又は指針値を達成しました。なお、平成18年度の年平均値や各物質濃度の経年変化は、資料編に掲載しています。

| | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン |
|------------------|---|---|---|--|
| 環境上の条件 (環境基準) | 1年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。 |
| 測定地点数 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 達成地点 | 衛公研・吉田・ 大月・県庁自排 | 衛公研・吉田・ 大月・県庁自排 | 衛公研・吉田・ 大月・県庁自排 | 衛公研・吉田・ 大月・県庁自排 |
| 環境基準 達成状況 | 4局中4局 | 4局中4局 | 4局中4局 | 4局中4局 |

平成18年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

| | アクリロ ニトリル | 塩化ビニル モノマー | クロロ ホルム | 1,2-ジクロロ エタン | 1,3-ブタ ジエン | 水銀及び その化合物 | ニッケル 化合物 |
|------------------|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 指針となる数値 (指針値) | 年平均値が2 μg/m ³ 以下 | 年平均値が 10 μg/m ³ 以下 | 年平均値が 18 μg/m ³ 以下 | 年平均値が 1.6 μg/m ³ 以下 | 年平均値が 2.5 μg/m ³ 以下 | 年平均値が 0.04 μg Hg/m ³ 以下 | 年平均値が 0.025 μg Ni/m ³ 以下 |
| 測定地点数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 |
| 指針値を下 回った地点 | 衛公研・吉 田・大月・県 庁自排 | 衛公研・吉 田・大月・県 庁自排 | 衛公研・吉 田・大月・県 庁自排 | 衛公研・吉 田・大月・県 庁自排 | 衛公研・吉 田・大月・県 庁自排 | 衛公研・吉田 | 衛公研・吉田 |
| 指針値 達成状況 | 4局中4局 | 4局中4局 | 4局中4局 | 4局中4局 | 4局中4局 | 2局中2局 | 2局中2局 |

平成18年度有害大気汚染物質に係る指針値の達成状況

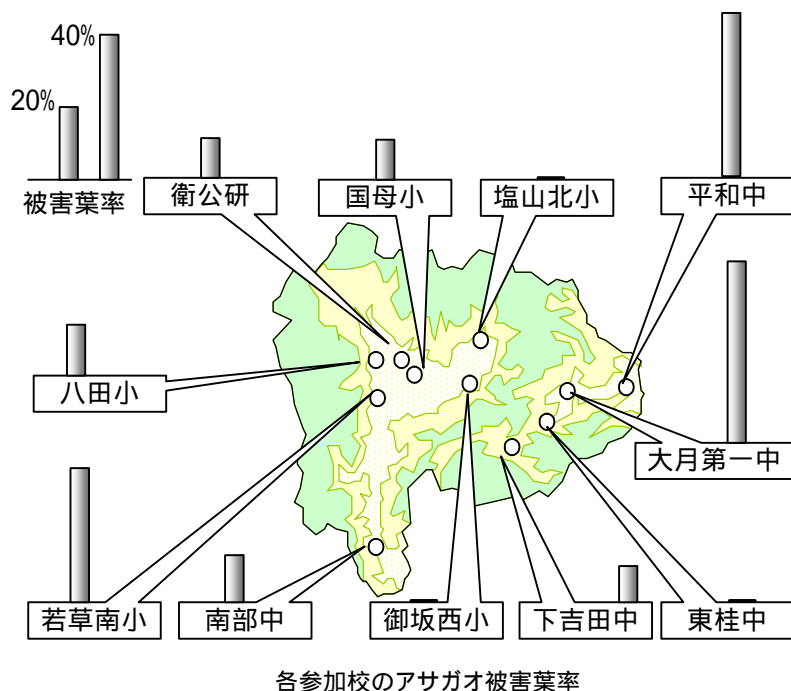
(3)植物影響調査

光化学オキシダントに対し感受性の高い植物であるアサガオ(品種:スカーレット・オハラ種)を使用して、光化学スモッグによる植物に対する影響を調査しました。

調査は、県内10か所の小中学校と衛生公害研究所(衛公研)でアサガオを栽培し、葉に白色斑点が現われるという被害を観察する方法で行いました。各観察地点における調査結果は下表のとおりであり、8ヶ所の観察地点で葉への被害が観察されました。

| 観察地点 | アサガオ観察結果 | | | | | 昼間のオキシダント濃度(6月20日～7月19日) | | | | | |
|-------|----------|------------|------------|-------------|------------|--------------------------|-------------|-----|------------|-----|------------|
| | 観察日A | 草丈 (cm) | 全葉数 (枚) | 被害葉数 (枚) | 被害率 (%) | 測定局 | 0.06ppmを超えた | | 0.12ppm以上の | | 最高値 ppm |
| | | | | | | | 日数 | 時間数 | 日数 | 時間数 | |
| 平和中 | 7月28日 | - | 7.3 | 3.3 | 45 | 上野原 | 21 | 134 | 6 | 17 | 0.146 |
| 大月第一中 | 7月20日 | 23 | 6.0 | 3.0 | 50 | 大月 | 18 | 97 | 1 | 1 | 0.120 |
| 東桂中 | 8月30日 | 180 | 22.0 | 0.0 | 0 | 都留 | 11 | 48 | 0 | 0 | 0.091 |
| 下吉田中 | 7月18日 | 10 | 6.7 | 0.7 | 10 | 吉田 | 15 | 70 | 0 | 0 | 0.100 |
| 南部中 | 7月20日 | 90 | 15.3 | 2.0 | 13 | 南部 | 10 | 78 | 0 | 0 | 0.108 |
| 若草南小 | 7月20日 | 107 | 11.7 | 4.3 | 37 | 南アルプス | 12 | 102 | 0 | 0 | 0.112 |
| 八田小 | 7月17日 | 20 | 5.0 | 0.7 | 14 | 葎崎 | 9 | 59 | 0 | 0 | 0.098 |
| 国母小 | 7月20日 | 97 | 12.3 | 1.3 | 11 | 衛公研 | 13 | 123 | 0 | 0 | 0.112 |
| 衛公研 | 7月20日 | 123 | 12.0 | 1.3 | 11 | | | | | | |
| 塩山北小 | 7月19日 | 67 | 15.3 | 0.0 | 0 | 東山梨 | 17 | 105 | 0 | 0 | 0.103 |
| 御坂西小 | 7月19日 | 50 | 10.5 | 0.0 | 0 | 笛吹 | 17 | 121 | 0 | 0 | 0.101 |
| 平均 | | 77 | 11.3 | 1.5 | 17 | | 14 | 94 | 1 | 2 | 0.109 |

平成18年度 植物影響調査結果



2 大気汚染防止対策(大気水質保全課)

大気汚染の防止対策としては、汚染物質の固定発生源である工場、事業場の立入検査を実施し、ばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況を監視し、指導を行っているほか、移動発生源対策として、低公害車の導入支援を行っています。

また、平成 18 年 4 月 1 日から大気汚染防止法が改正され揮発性有機化合物(VOC)排出施設についての規制が始まり、事業所の立入検査及び指導を実施しています。

(1)ばい煙等の排出規制(大気水質保全課)

平成 18 年度末現在の大气汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成 17 年 10 月 1 日施行)に基づく規制対象施設の届出数は下表のとおりです。平成 18 年 4 月 1 日から規制の始まった揮発性有機化合物(VOC)排出施設については、12 事業所 26 施設から届出がありました。

| 種類 | 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設 | | | | | | | | 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設 | | 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設 | | 条例に基づく(特定施設数) | | | | 合計 | | | | |
|-------------|--------------------|-----|--------|-------|--------|-------|-----|-------|----------------------|------|-------------------------|------|---------------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| | ボイラー | 乾燥炉 | 廃棄物焼却炉 | 金属溶解炉 | ガスタービン | タービン機 | 焼成炉 | その他 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | | |
| 林務環境事務所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中北 | 884 | 19 | 30 | 21 | 21 | 136 | 24 | 1,135 | 438 | 223 | 36 | 18 | 8 | 45 | 18 | 17 | 17 | 62 | 35 | 1,438 | 517 |
| 峡東 | 218 | 3 | 10 | 0 | 4 | 25 | 25 | 285 | 146 | 76 | 9 | 0 | 0 | 26 | 10 | 4 | 4 | 30 | 14 | 391 | 169 |
| 峡南 | 121 | 6 | 3 | 3 | 2 | 19 | 4 | 158 | 79 | 115 | 18 | 5 | 2 | 14 | 7 | 2 | 2 | 16 | 9 | 294 | 108 |
| 富士東部 | 527 | 8 | 15 | 7 | 15 | 24 | 3 | 599 | 301 | 150 | 24 | 3 | 2 | 73 | 32 | 14 | 14 | 87 | 46 | 839 | 373 |
| 合計 | 1,750 | 36 | 58 | 31 | 42 | 204 | 56 | 2,177 | 964 | 564 | 87 | 26 | 12 | 158 | 67 | 37 | 37 | 195 | 104 | 2,962 | 1,167 |
| H.18.3.31現在 | 1,789 | 39 | 60 | 31 | 42 | 208 | 60 | 2,229 | 990 | 571 | 79 | - | - | 158 | 67 | 40 | 40 | 198 | 107 | 2,998 | 1,176 |

(特定粉じん発生施設に関する届出はなし)

林務環境事務所別ばい煙・粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設及び条例に基づく特定施設(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(2)工場等に対する監視・指導**概要**

大気汚染防止法等に基づき、排出基準の遵守状況、自主検査の実施状況等を調査するため、各林務環境事務所・衛生公害研究所が、ばい煙・一般粉じん・特定粉じん発生施設等を有する工場・事業場の立入検査を実施しました。

平成 18 年度は、1,167 の工場・事業場のうち 260 の工場・事業場について立入検査を実施し、ばい煙等の排出状況、施設の管理状況、法や条例に基づく届出内容の確認等を行いました。

| | | 年度 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|----------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| ばい煙発生施設等(*1) | 実施工場・事業場数 | 237 | 245 | 353 | 280 | 285 | 332 | 229 | 196 | 212 | 205 | |
| | 勧告その他行政指導実施 | 10 | 10 | 10 | 3 | 7 | 16 | 12 | 5 | 3 | 4 | |
| 一般粉じん・特定粉じん発生施設等(*2) | 実施工場・事業場数 | 75 | 25 | 3 | 45 | 45 | 43 | 135 | 47 | 26 | 43 | |
| | 勧告その他行政指導実施 | 3 | 1 | | | | | 1 | | | | |
| 揮発性有機化合物排出施設等 | 実施工場・事業場数 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 12 |
| | 勧告その他行政指導実施 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |

立入検査実施状況

*1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設と条例に基づくばい煙に係る特定施設

*2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん・特定粉じん発生施設と条例に基づく粉じんに係る特定施設

実施結果

立入検査による行政指導件数は 3 件で、廃棄物焼却炉に係るものが 3 件、ボイラーに係るものが 1 件でした。これらの原因は、施設の不適正な使用や維持管理の不備で、施設の適正使用及び維持管理の徹底を事業者に注意指導するとともに、適正な焼却物の選定、法や条例に基づく自主検査の励行などを指導しました。

また、揮発性有機化合物(VOC)排出施設については、すべての施設について立入調査を行い、平成 22 年 3 月 31 日まで適用猶予となっている排出基準遵守についての取組及び自主的取組の推進を指導しました。

(3)光化学スモッグ対策(大気水質保全課)**光化学オキシダント濃度の測定状況**

本県における光化学スモッグ注意報の発令レベルである 0.12ppm 以上の出現状況は、下表のとおり平成 18 年度は 6 測定局で、のべ 26 日・74 時間でした。

特に県東部地域の上野原測定局及び大月測定局は、首都圏からの大気汚染物質の移流により、光化学オキシダントが高濃度となる状況が続いています。

(日数/時間)

| 年度 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|---------|------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|------|------|-------|
| 衛 公 研 | | 1/ 1 | | | | | | 1/3 | | |
| 大 月 | 4/ 6 | 4/ 7 | 4/ 12 | 16/ 35 | 4/ 18 | 5/ 11 | 2/ 5 | 1/5 | 5/9 | 8/18 |
| 上野原 | 3/ 5 | 5/ 13 | 5/ 9 | 12/24 | 13/ 31 | 14/ 35 | 7/ 12 | 4/10 | 8/17 | 14/49 |
| 石 和 | | | | | | 1/ 1 | | | 1/1 | - |
| 笛 吹 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1/1 |
| 吉 田 | 1/ 1 | 3/ 10 | | | | | | | | 1/2 |
| 身 延 | | 3/ 14 | | 2/ 6 | 2/ 5 | - | - | - | - | - |
| 富沢(移動局) | - | - | | 3/ 7 | 2/ 4 | - | - | - | - | - |
| 南 部 | - | - | - | - | - | 2/ 3 | 1/ 4 | 1/4 | 5/14 | 1/1 |
| 小笠原 | | 2/ 6 | | | 1/ 4 | | | 1/3 | | - |
| 南アルプス | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1/3 |
| 都 留 | | | | | | | | 1/5 | | |
| 日下部 | | | | | 1/ 2 | | | | | - |
| 東山梨 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 韮 崎 | 1/ 1 | 2/ 3 | | | | | | 1/3 | | |

光化学オキシダント濃度の昼間(午前5時～午後8時)の1時間値が0.120ppm以上の日数及び時間数

緊急時対策の実施

光化学オキシダントによる大気汚染の緊急時に対処するため、昭和 51 年 7 月に「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を制定し、光化学オキシダント濃度や隣接県の光化学スモッグ注意報の発令状況などの情報を広域的に収集するとともに、光化学オキシダント濃度が高濃度となったときは光化学スモッグ注意報等の発令を行い、光化学スモッグによる健康被害の発生防止に努めています。平成 18 年度には、注意報を 12 回発令しましたが、健康被害の届出はありませんでした。

| | |
|-------|---|
| 予 報 | オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想される時 |
| 注 意 報 | オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時 |
| 警 報 | オキシダント濃度が0.24ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時 |
| 重大警報 | オキシダント濃度が0.4ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時 |

注意報等発令基準

| 発令月日 | 発令種類 | 発令地域 | 健康被害の届出状況 |
|-------|------|--------|-----------|
| 5月30日 | 注意報 | 上野原 | なし |
| 6月1日 | 注意報 | 上野原・大月 | なし |
| 6月28日 | 注意報 | 上野原 | なし |
| 6月29日 | 注意報 | 上野原 | なし |
| 7月13日 | 注意報 | 上野原 | なし |
| 7月15日 | 注意報 | 上野原 | なし |
| 7月26日 | 注意報 | 上野原・大月 | なし |
| 8月2日 | 注意報 | 上野原 | なし |
| 8月3日 | 注意報 | 上野原 | なし |
| 8月4日 | 注意報 | 上野原・大月 | なし |
| 8月5日 | 注意報 | 上野原・大月 | なし |
| 8月6日 | 注意報 | 上野原 | なし |

平成18年度光化学スモッグ注意報の発令状況等

(4)光化学オキシダント原因物質に係る発生源対策(大気水質保全課)

県内には大規模な発生源が無いものの、毎年、いわゆる光化学スモッグ注意報(大気汚染防止法第 23 条第 1 項の規定に基づく光化学オキシダント(Ox)に係る緊急時の措置)を発令しており、平成 4 年度には全国最多の発令日数(年度により人的被害の届出もあり)になるなど、Oxに係る大気環境は良好とはいえない状況にあるため、平成 4 年度から行ってきた Ox の主原因物質である窒素酸化物・炭化水素類の排出実態調査、上空オゾン濃度調査及び高層気象観測等の結果をも

とに、平成 8 年度に「大気拡散シミュレーションモデル」を作成しました。

このモデルを用いて県内、県外の窒素酸化物等の排出状況から Ox の発生量等を推計したところ、Ox の将来日最高濃度(平成 15 年)は、大都市地域における自動車 NOx 法(現、自動車 NOx・PM 法)や各種対策等の対策の効果により平成 6 年度に比べ低減することが予測されましたが、県内で排出されている窒素酸化物(NOx)も Ox の発生原因であることから、平成 10 年度に「窒素酸化物削減計画」を策定し、県内の NOx 排出量を、削減対策を行わない場合の平成 15 年度の総排出量と比較して 20%削減する目標を設定しました。

この目標の達成状況を確認するため、平成 17 年度に「光化学オキシダント原因物質発生源別排出量調査」を実施したところ、平成 15 年度の総排出量の実績値は、平成 15 年度予想排出量と比較して 24%減少し、「窒素酸化物削減計画」における NOx 削減に係る目標は達成されました。

一方、近年、全国的に、NOx 及び非メタン炭化水素(NMHC)の濃度の年平均値は改善傾向にあるにもかかわらず Ox 濃度は漸増傾向にあり、本県では、平成 2 年度からこれまで継続して測定している 2 局(衛公研局及び大月局)の年平均値の経年変化を見ると、NOx 及び NMHC の濃度は減少傾向にあるものの Ox 濃度はほぼ横ばいで推移しています。原因物質の排出量が減少しても Ox 濃度が上昇する(低減しない)といった現象の要因には、大陸からの大気汚染物質の移流や原因物質である VOC と NOx の濃度変化等の事項が考えられています。

こうしたことから、今後の光化学オキシダントに係る発生源対策は、Ox 濃度に及ぼす要因に係る知見の集積に努めつつ、当面は、

- ・VOC については、大気汚染防止法の排出基準遵守の徹底を図るとともに、事業者による自主的な取組みを促進するため、ホームページ等を通じた排出抑制に係る情報提供等を実施
- ・NOx に係る発生源対策については、原因物質の絶対量の削減や環境保全の意識向上といった一定の意義が認められるため、引き続き普及啓発を継続

することとしています。

(5)浮遊粒子状物質対策(大気水質保全課)

浮遊粒子状物質(SPM)³の主な発生源は、環境省の調査結果によると、関東地域では自動車が 34%、工場等が 29%、火山活動等の自然界由来が 24%で、そのうち自動車に由来する SPM は、ディーゼル車からの排出ガスが主原因であるとされています。

本県においては、平成 13 年 6 月に「山梨県自動車排出ガス対策庁内検討会議」を設置し、SPM の削減について検討を開始するとともに、平成 14 年度から平成 16 年度にかけ SPM の測定体制

光化学オキシダント(Ox)とは

光化学オキシダント(Ox)とは、大気中の窒素酸化物(NOx)と揮発性有機化合物(VOC)から光化学反応により二次生成される大部分がオゾン(O3)の酸化性物質で、人に対しては目への刺激や呼吸器道の粘膜刺激といった影響を及ぼします。

Ox濃度の削減対策

これまでのOx濃度の削減対策は、大気汚染防止法により、工場等に対して、Oxの原因物質の一つであるNOxの排出規制を実施してきましたが、もう一つの原因物質であるVOCの排出量を抑制する必要性が高まっていることから、平成18年4月から全国の工場等に対して大気汚染防止法による排出規制等のVOC対策が開始されました。

³ (Suspended Particulate Matter)大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(100分の1mm)以下の物質をいう。

の強化や主要幹線道路周辺におけるSPM濃度の把握などを行い、平成18年3月に「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」として取りまとめ、現在、これを踏まえてSPMの削減対策を推進しています。

| 「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」の概要 | |
|----------------------------|--|
| 1 | <p>本県のSPMによる大気汚染状況 近年における本県のSPMによる汚染は、固定局における調査結果から、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはなく、SPMに係る大気環境は良好な状況にある。 また、平成15・16年度の調査結果から、DEP(ディーゼル排気微粒子)の排出規制を行ってもSPM濃度を低下させる効果は小さい。</p> |
| 2 | <p>本県が取り組むべきディーゼル自動車排出ガス対策 近年における本県のSPMによる汚染は、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはないこと等から、本県においては、現時点では、条例によるディーゼル自動車排出ガスに係る規制は必要ないと考えられる。 本県ではこれまで、自動車排出ガスの削減に関する対策として、種々の施策を行ってきたところであり、今後も、平成17年2月に策定した山梨県環境基本計画の目標の1つであるSPMの大気汚染に係る環境基準100%達成をより確実なものとするため、県内のSPM汚染状況の推移を把握しつつ、今後も、低公害車の導入やアイドリングストップ等エコドライブの実行など普及啓発の推進等を行う必要がある。</p> |

(6)低公害車の普及促進(大気水質保全課)

自動車は窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(SPM)等を排出するため大気汚染の原因となっており、自動車排出ガス対策の必要性が言われています。国では、平成13年6月に自動車NOx・PM法を制定するとともに、排出ガス規制値を強化しているところですが、本県においても、環境への負荷が少ない自動車の普及が必要となっています。

県では、低公害車を積極的に導入するため、平成9年3月に「県有車両への低公害車導入方針」を策定しました。以降、適時導入方針を見直し、平成13年3月には「県有車両への低公害車導入方針(第2次計画)」、平成16年2月には「県有車両への低公害車導入方針(第3次計画)」を策定し、低公害車の導入促進を図っています(なお、この第3次計画の策定を契機に、平成8年4月に創設した山梨県低公害車指定制度は、国土交通省で平成12年3月に低排出ガス車認定実施要領を制定し、排出ガスレベルをステッカーで識別できる制度が普及してきたことに伴い、平成16年3月末で廃止した。)。この導入方針に基づき、平成18年度までに55台の圧縮天然ガス(CNG)自動車を導入しました。

また、ディーゼル自動車の低公害車への転換を進めるための支援として、路線バスへ低公害車を導入する際の費用の一部を助成しており、平成18年度末までに57台の低公害バスが導入されています。

| 種類 | 電気 | メタノール | CNG | ハイブリッド | 低燃費かつ低排出ガス認定車[新~] | 合計 | 登録自動車計 | 低公害車普及率 |
|----|----|-------|-----|--------|-------------------|---------|---------|---------|
| 台数 | 1 | 0 | 129 | 331 | 103,723 | 104,184 | 433,373 | 24.0% |

軽自動車・二輪車を除く。(国土交通省「低公害車都道府県別保有台数調査」)

低公害車の普及状況(平成19年3月末現在)

| | |
|------------------------|----------------------|
| 山梨県甲府天然ガススタンド・エコステーション | 甲府市飯田3-2-34 |
| ハイランドエコステーション | 南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663 |

天然ガス充填所

CNG自動車の普及に不可欠な天然ガス充填所で一般に利用が可能な天然ガス充填所は、上表のとおり2か所である。なお、小型燃料充填所を設置している事業所も2か所(山梨県庁構内、東京ガス㈱甲府支社内)ある。

(7)エコドライブ運動の推進(循環型社会推進課)

自動車の排気ガスに含まれる地球温暖化の主因である二酸化炭素、大気汚染の元凶である窒素酸化物の排出を抑制するため、環境に配慮した運転をする「エコドライブ運動」を平成16年度から推進しています。これは、平成9年度から取り組んできたアイドリング・ストップ運動を継承・強化したもので、「アイドリング・ストップ」を含む「エコドライブ10のすすめ」の中から、取り組む項目を指定し宣言・実行してもらい、宣言者にはステッカーを配付しています。

平成18年度の宣言数(H18.4～H19.3)は、7,734台となっています。

〔エコドライブ10のすすめ〕(H19～)

- ・アイドリングストップ 無用なアイドリングをやめましょう
- ・ふんわりアクセル『eスタート』 やさしい発進を心掛けましょう
- ・加減速の少ない運転 車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう
- ・早めのアクセルオフ エンジンブレーキを積極的に使いましょう
- ・エアコンの使用を控える 車内を冷やし過ぎないようにしましょう
- ・暖機運転は適切に エンジンをかけたらずすぐ出発しましょう
- ・道路交通情報の活用 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう
- ・タイヤの空気圧をこまめにチェック タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備をしましょう
- ・不要な荷物は積まずに走行 不要な荷物を積まないようにしましょう
- ・駐車場所に注意 渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう

(8)道路整備による交通の分散・円滑化(道路整備課、道路管理課)

地球温暖化防止のためには、自動車による二酸化炭素等排出の削減も大きな課題となっています。二酸化炭素等の排出を抑制するためには、交通渋滞や混雑を緩和することにより走行速度を改善することや、鉄道駅等との交通結節点の利用性を向上し、公共交通機関の利用を促進することにより自動車依存度の低減を図るなどの必要があります。

このため、環状道路の整備や、交通が集中している都市部の主要交差点の改良など、事業実施による二酸化炭素等の削減効果が大きく期待される箇所を重点に整備しています。

平成18年度には、西関東連絡道路(国道140号笛吹市下岩下～山梨市万力)、県道山中湖忍野富士吉田線(忍野村忍草～富士吉田市大明見)などを供用開始しています。

(9)アスベスト対策(大気水質保全課)

平成17年6月以降社会問題となったアスベストについては、大気汚染防止法により、その除去等の作業に際して届出(特定粉じん排出等作業届)が義務付けられています。

平成 18 年度は 88 件の届出があり、本県では、労働環境におけるアスベスト規制を所管する山梨労働局と連携を図りながら、延べ 91 回立入検査を実施しました。

また、本県の一般環境中のアスベスト濃度は過去に行った測定結果や県内にアスベスト製品製造施設(特定粉じん発生施設)が存在しないことから問題ないことも予想されましたが、県民の関心が高いことから、一般環境中のアスベスト濃度を確認するために県内7箇所において、夏期、冬期の2回測定を実施しました。

| 測定場所 | 夏期(本/L) | 冬期(本/L) |
|-------|---------|---------|
| 県庁自排局 | 0.35 | 0.15 |
| 韮崎局 | 0.49 | 0.19 |
| 吉田局 | 0.39 | 0.13 |
| 衛公研局 | 0.67 | 0.43 |
| 大月局 | 0.81 | 0.22 |
| 市川三郷町 | 0.27 | 0.26 |
| 東山梨局 | 0.67 | 0.45 |

平成18年度アスベスト濃度測定結果

測定結果は平均値で 0.13 本/L ~ 0.81 本/L と特定粉じん発生施設設置工場に係る敷地境界基準の 10 本/L と比較しても 1/10 以下と非常に低い値でした。

3-2 水質の保全

1 水質の状況(大気水質保全課)

県では、水質保全対策のための常時監視として、昭和 48 年度から公共用水域水質測定を、平成元年度からは地下水についても水質測定を行っています。

また、河川については、昭和 59 年度から水生生物を指標として水質評価を行う水生生物調査も行っていきます。

(1)公共用水域水質測定結果の概要

本県の河川は、富士川水系、相模川水系及び多摩川水系で構成されており、本川、支川を合わせると、河川法の一級河川が 601、二級河川が 9、合計 610 で、その総延長は、約 2,096km に及んでいます。

これらの公共用水域については、毎年、水質汚濁防止法に基づき測定計画を定めて水質測定を実施し、その測定結果を環境基本法に基づく環境基準で評価を行っています。平成 18 年度は、35 水域、51 地点(河川 45、湖沼 6 地点)で水質測定を実施しました。

測定期間及び測定回数

平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの間、毎月 1 日、河川のうち環境基準点では午前・午後 1 日 2 回、補助点では 1 日 1 回、湖沼は 1 日 1 回、測定を実施しました。

測定地点及び測定機関

富士川、相模川、多摩川の本川、支川及び富士五湖の 35 水域、51 地点(河川 45、湖沼 6 地点)であり、県、国土交通省及び甲府市が測定を実施しました。

測定結果

ア 健康項目

カドミウム、シアン等人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に定められています。平成 18 年度は、塩川流域(塩川ダム貯水池)において、自然由来のため、砒素が 0.013mg/l(年間平均値)と基準を超過しましたが、その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目

| 水系名 | 流域名 | 水域名 | 番号 | 水質測定点 | 類型 | 基準値 | 平成 18 年度 | 平成 18 年度 | 平成 17 年度 | 平成 17 年度 | | | | |
|---------------|------|---------------|-------|-------|------|-------|-----------|----------|-----------|----------|-------|-----|-----|--|
| | | | | | | | BOD(COD)値 | 環境基準達成状況 | BOD(COD)値 | 環境基準達成状況 | | | | |
| 富士川 | 富士川 | 富士川(1) | 1 | 船山橋 | AA | 1 | 0.8 | | 1.4 | × | | | | |
| | | 富士川(2) | 2 | 三郡西橋 | A | 2 | 1.0 | | 2.2 | × | | | | |
| | | 富士川(3) | 3 | 富士橋 | A | 2 | 1.7 | | 2.8 | × | | | | |
| | | 富士川(4) | 4 | 南部橋 | A | 2 | 0.9 | | 1.5 | | | | | |
| | | 黒沢川 | 5 | 黒沢川流末 | C | 5 | 1.7 | | 2.0 | | | | | |
| | | 滝沢川 | 6 | 新大橋 | B | 3 | 3.5 | × | 6.8 | × | | | | |
| | 吹笛川 | 吹笛川 | 笛吹川上流 | 7 | 亀甲橋 | A | 2 | 0.8 | | 1.4 | | | | |
| | | | 笛吹川下流 | 8 | 三郡東橋 | A | 2 | 2.0 | | 2.7 | × | | | |
| | | | 重川 | 9 | 重川橋 | B | 3 | 1.8 | | 2.5 | | | | |
| | | 吹笛川 | 吹笛川 | 日川 | 10 | 日川橋 | A | 2 | 1.1 | | 1.7 | | | |
| | | | | 平等川 | 11 | 平等川流末 | B | 3 | 1.9 | | 1.9 | | | |
| | | | 吹笛川 | 吹笛川 | 濁川 | 12 | 濁川橋 | C | 5 | 6.8 | × | 7.2 | × | |
| | | | | | 荒川上流 | 13 | 桜橋 | AA | 1 | 0.7 | | 0.6 | | |
| | | | | 吹笛川 | 吹笛川 | 荒川下流 | 14 | 二川橋 | B | 3 | 1.9 | | 1.8 | |
| | | | | | | 鎌田川 | 15 | 鎌田川流末 | B | 3 | 2.2 | | 2.3 | |
| 相模川 | 相模川 | 相模川上流(1) | 16 | 富士見橋 | AA | 1 | 0.7 | | 0.6 | | | | | |
| | | 相模川上流(2) | 17 | 大月橋 | A | 2 | 1.0 | | 0.8 | | | | | |
| | | 宮川 | 18 | 昭和橋 | B | 3 | 3.7 | × | 3.5 | × | | | | |
| | | 柄杓流川 | 19 | 流末 | A | 2 | 1.1 | | 1.2 | | | | | |
| | | 朝日川 | 20 | 落合橋 | A | 2 | 0.8 | | 0.7 | | | | | |
| | | 笹子川 | 21 | 西方寺橋 | A | 2 | 1.0 | | 1.0 | | | | | |
| | | 鶴川 | 22 | 鶴川橋 | A | 2 | 1.6 | | 1.4 | | | | | |
| | | 達成水域 / 評価対象水域 | | | | | | | 19/22 | | 15/22 | | | |
| 河川達成率 | | | | | | | 86.4% | | 68.2% | | | | | |
| 相模川 | 富士五湖 | 山中湖 | 1 | 山中湖湖心 | A | 3 | 2.6 | | 2.8 | | | | | |
| | | 河口湖 | 2 | 河口湖湖心 | A | 3 | 3.0 | | 4.2 | × | | | | |
| | | 西湖 | 3 | 西湖湖心 | A | 3 | 2.1 | | 3.0 | | | | | |
| | | 精進湖 | 4 | 精進湖湖心 | A | 3 | 3.1 | × | 3.1 | × | | | | |
| | | 本栖湖 | 5 | 本栖湖湖心 | AA | 1 | 1.1 | × | 1.3 | × | | | | |
| 達成水域 / 評価対象水域 | | | | | | | 3/5 | | 2/5 | | | | | |
| 湖沼達成率 | | | | | | | 60.0% | | 40.0% | | | | | |

平成18年度公共用水域の水質測定結果

類型 AA: BOD1mg/l以下、C
B: BOD3mg/l以下

A: BOD2mg/l以下、COD3mg/l以下
C: BOD5mg/l以下

pH、BOD等生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的に応じて河川6種類(AA、A、B、C、D、E)、湖沼4種類(AA、A、B、C)の水域類型に分類され、県内河川にはAA、A、B、Cが、湖沼にはAA、Aがあてはめられています。

水域類型があてはめられている27水域における平成18年度生活環境項目(河川BOD、湖沼COD)の環境基準の達成率⁴(カッコ内は前年度の達成率等)は次のとおりです。

- ・河川:86.4% 19水域 / 22水域 (68.2% 15水域 / 22水域)
- ・湖沼:60.0% 3水域 / 5水域 (40.0% 2水域 / 5水域)

(2)水生生物による水質調査(大気水質保全課)

河川の水質評価はBOD、SS等理化学的方法により測定した値を環境基準と比較することにより行われていますが、水生生物は過去から現在までの長期間の水質を反映して棲息しているものであり、これを指標として用いることで、なお一層実際的な水質の把握が可能となります。

この調査は、一般市民の参加を得て、河川に棲む肉眼でみることのできる大きさの様々な生物(カワゲラ、サワガニ等30種の水生生物)の棲息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を推察するものです。また、調査への参加により、身近な水辺へのふれあいを深め、水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を認識してもらうことも目的としています。

平成18年度は27河川、34地点について、29団体、631人の協力を得て調査を実施し、その結果は、全調査地点の88.2%を占める30地点が「きれいな水(水質階級)」と判定されました(調査結果の詳細は資料1に掲載。)。

(3)地下水水質測定結果の概要(大気水質保全課)

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、各年度ごとに「地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行っています。

平成18年度の結果では、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査(44地点)において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点で環境基準を超えて検出されましたが、それ以外の地点は全て環境基準を達成しました(調査結果の詳細は資料1に掲載。)。

定期モニタリング調査では、過去に環境基準を超過した36地点について調査を実施したところ、22地点で環境基準を超過しました。今後もこれらの地点については、定期モニタリング調査地点として、経年変化を調査していくことにしています。

汚染井戸周辺地区調査では、平成17年度の概況調査により、鉛とふっ素が環境基準を超過した1地区で汚染井戸周辺調査を実施したところ、10井戸中6井戸でふっ素が環境基準を超過しましたが、原因が特定できなかったため、定期モニタリング調査地点に加え、継続的な監視を行っています。

⁴ BOD又はCODの日間平均値が年間で75%以上基準に適合している地点の割合をいう。

| 物質名 | 基準値(注) | 地点数(測定値:mg/ℓ) | | | |
|--------|----------------|---------------|-----------------|-------------------------|----|
| | mg/ℓ | 基準値超過 | 基準地内検出 | 不検出 | |
| 環境基準項目 | 1,1-ジクロロエチレン | 0.02 | 0 | 1(0.018)[内飲用1] | 43 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 | 0 | 2(0.0010, 0.011)[内飲用1] | 42 |
| | トリクロロエチレン | 0.03 | 0 | 2(0.002, 0.007)[内飲用0] | 42 |
| | テトラクロロエチレン | 0.01 | 0 | 2(0.0006, 0.0007)[内飲用0] | 42 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 | 2(11, 12)[内飲用1] | 42(0.01 ~ 7.8)[内飲用21] | 0 |
| | ふっ素 | 0.8 | 0 | 36(0.05 ~ 0.35)[内飲用16] | 8 |
| | ほう素 | 1 | 0 | 15(0.04 ~ 0.66)[内飲用3] | 29 |
| | その他19項目 | | 0 | 0 | 44 |
| 要監視項目 | ニッケル | なし | 2(0.003)[内飲用1] | | 30 |
| | 全マンガン | 0.2 | 0 | 1(0.03)[内飲用1] | 31 |
| | ウラン | 0.002 | 0 | 1(0.0002)[内飲用0] | 31 |
| | その他24項目 | | 0 | | 32 |

平成18年度概況調査(項目別検出状況)(注)環境基準項目は環境基準、要監視項目は指針値

| 物質名 | 基準値(注) | 地点数(測定値:mg/ℓ) | | | |
|--------|-----------------|---------------|------------------------|--------------------------|----|
| | mg/ℓ | 基準値超過 | 基準地内検出 | 不検出 | |
| 環境基準項目 | 全シアン | 検出されないこと | 0 | 0 | 2 |
| | 鉛 | 0.01 | 0 | 0 | 2 |
| | 砒素 | 0.01 | 1(0.043)[内飲用0] | 0 | 2 |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.004 | 0 | 0 | 25 |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 0.02 | 2(0.021, 0.078)[内飲用0] | 1(0.019) | 22 |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 | 1(0.060)[内飲用0] | 2(0.017, 0.022)[内飲用0] | 22 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 | 0 | 9(0.0008 ~ 0.035)[内飲用1] | 16 |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 | 0 | 0 | 25 |
| | トリクロロエチレン | 0.03 | 5(0.034 ~ 0.078)[内飲用0] | 8(0.002 ~ 0.030)[内飲用1] | 12 |
| | テトラクロロエチレン | 0.01 | 9(0.013 ~ 0.072)[内飲用0] | 6(0.0014 ~ 0.0097)[内飲用1] | 10 |
| | ベンゼン | 0.01 | 0 | 0 | 2 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 | 8(12 ~ 24)[内飲用1] | 2(9.4, 10)[内飲用0] | 0 |

平成18年度定期モニタリング調査(項目別検出状況)

2 水質汚濁防止対策

(1)法令による排水規制(大気水質保全課)

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)に基づき、工場、事業場に対し排水規制を行っています。水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者へ届出を義務付けるとともに、排水基準を定めています。本県では、山梨県生活環境の保全に関する条例により、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい基準(上乘せ基準)を定め排水規

制を強化し、また、水質汚濁防止法の特定施設以外に汚水を排出する施設(横出し施設)を定めて届出を義務付け、さらに水質汚濁への影響に関係の深い作業を行う工場、事業場を指定工場として、設置などに対して許可制としています。

また、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例の適用を受ける工場、事業場については、立入検査を行い、排水基準の遵守や排水処理施設の管理状況等を監視しています。

(2)規制対象施設及び立入検査(大気水質保全課)

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)に基づく届出事業場数は、平成18年度末で5,505でした。業種別の内訳では、旅館業が49.7%を占め、次いで洗たく業7.2%、酸・アルカリによる表面処理施設5.0%、畜産農業4.9%、自動式車両洗浄施設4.6%であり、これら5業種で全体の約7割を占めています。平成18年度は、延べ773事業場について立入検査を実施し、うち事業場について排水水などの採水検査を行い、排水基準の遵守状況などを監視した結果、33事業場において排水基準違反があり、文書による行政指導や改善勧告を行いました。

| 項目 | 年度 | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 特定事業場数 | 5,371 | 5,361 | 5,271 | (505) | (695) | (694) | (696) | (710) | (675) | (657) |
| 水質汚濁防止法 | 5,252 | 5,242 | 5,152 | 5,278 | 5,481 | 5,503 | 5,473 | 5,474 | 5,426 | 5,505 |
| 横出し(県条例) | 119 | 119 | 119 | (476) | (667) | (666) | (668) | (681) | (647) | (628) |
| 指定工場数 | 186 | 182 | 159 | 5,159 | 5,361 | 5,385 | 5,358 | 5,360 | 5,312 | 5,389 |
| 排水基準適用事業場数 | 1,160 | 1,032 | 970 | (29) | (28) | (28) | (28) | (29) | (28) | (29) |
| 有害物質使用事業場 | 337 | 328 | 313 | 119 | 120 | 118 | 115 | 114 | 114 | 116 |
| 排水量20m ³ /日以上(除有害物質使用) | 810 | 691 | 644 | (70) | (56) | (43) | (43) | (41) | (40) | (37) |
| 横出し(県条例) | 13 | 13 | 13 | 176 | 141 | 105 | 110 | 108 | 106 | 101 |
| | | | | (146) | (153) | (118) | (158) | (165) | (72) | (61) |
| | | | | 977 | 1,121 | 1,066 | 1,065 | 1,047 | 899 | 870 |
| | | | | (84) | (76) | (87) | (86) | (86) | (35) | (27) |
| | | | | 314 | 295 | 275 | 285 | 276 | 220 | 212 |
| | | | | (59) | (77) | (31) | (72) | (79) | (37) | (34) |
| | | | | 647 | 810 | 776 | 769 | 760 | 668 | 648 |
| | | | | (3) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 16 | 16 | 15 | 11 | 11 | 11 | 10 |

特定施設等届出数等の推移

| 項目 | 年度 | | | | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 立入検査 | | | | (3) | (18) | (5) | (15) | (19) | (17) | (46) |
| 実施事業場数 | 1,090 | 1,368 | 1,277 | 1,128 | 678 | 636 | 525 | 596 | 698 | 773 |
| 対象事業場数 | 5,371 | 5,361 | 5,271 | (505) | (695) | (694) | (696) | (710) | (675) | (657) |
| 採水検査 | | | | (1) | (8) | 0 | (5) | (3) | (5) | (2) |
| 実施事業場数 | 402 | 362 | 403 | 365 | 361 | 319 | 292 | 395 | 445 | 398 |
| 対象事業場数 | 1,160 | 1,032 | 970 | (146) | (153) | (118) | (158) | (165) | (72) | (61) |
| 排水基準違反事業場数 | 53 | 51 | 59 | 0 | (4) | 0 | 0 | (1) | (2) | (0) |
| | | | | 58 | 56 | 57 | 33 | 56 | 65 | 33 |

立入検査・採水検査実施の推移(平成12年度以降の欄の上段()内は、甲府市分の再掲)

(3)富士五湖の水質保全対策 (大気水質保全課)

近年、湖沼等の閉鎖性水域においては、窒素・リンの流入による富栄養化が進み、アオコの発生による利水障害などが生じ、全国的な問題になっています。このため、県では、富士五湖の富栄養化を防止するため、各種の水質調査を実施し、汚濁の解明に努めています。また、精進湖における網イケスの全面撤去(昭和60年度)、本栖湖における地域し尿処理施設の整備(昭和61年度竣工)、精進湖における特定環境保全下水道の整備(平成11年7月供用開始)を図ってきました。なお、山中湖、河口湖、西湖については、富士北麓流域下水道の整備が進められており、昭和61年7月には一部が供用開始されています。

(4)生活排水対策

生活排水処理施設整備構想に基づく整備の促進(大気水質保全課)

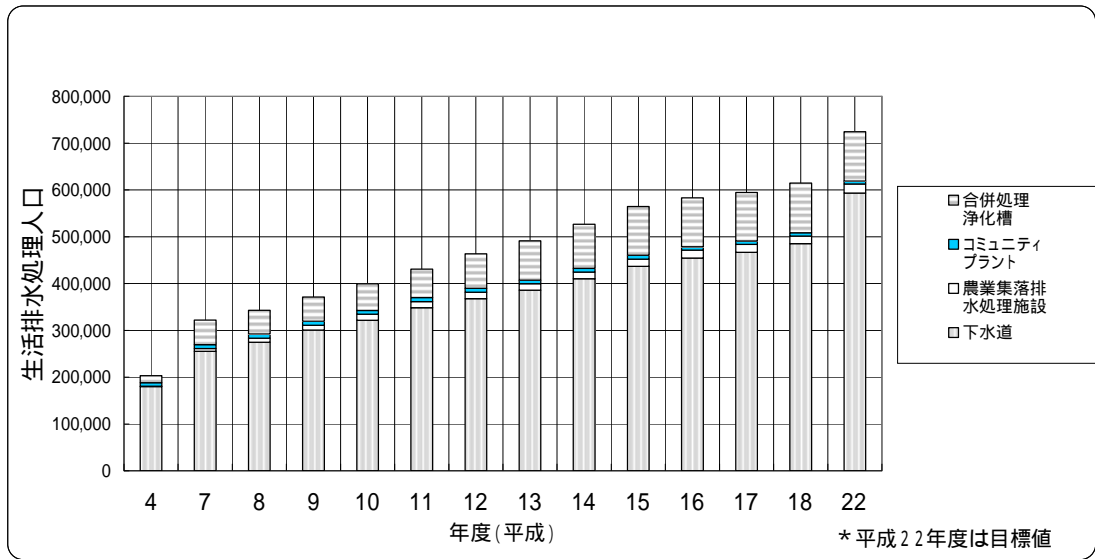
公共用水域における水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が約7割を占めると言われています。このため、公共用水域における水質汚濁防止のためには、計画的な生活排水処理対策を行うことが重要あり、現在、県内では生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置などが進められています。これらの事業は各々の事業目的により実施されていますが、これら事業手法の選択は、市町村が人口密集度や地理的要因を勘案し決定するものであり、整備を効率的に推進するためには、各種事業を総合した整備計画に基づくことが有益です。

そこで、県では県下全域を対象に、各種生活排水処理施設の整備を地域の実情や環境特性に応じて、効率的・計画的に進めることを目的とし、「山梨県生活排水処理施設整備構想」を策定し、整備促進を図っています。また、平成17年3月には「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改正し、日常生活等に伴う水質汚濁の防止を目的に、洗剤の適正使用等を新たに義務付けました。

| 年度 | 総人口 | 下水道 | 農業集落排水処理施設 | 合併処理浄化槽 | コミュニティプラント | 小規模集合排水処理施設 | 生活排水処理人口 | 生活排水クリーン処理率 |
|--------|---------|---------|------------|---------|------------|-------------|----------|-------------|
| 平成4年度 | 865,858 | 179,800 | 845 | 14,879 | 7,580 | 0 | 203,104 | 23.5% |
| 平成7年度 | 877,794 | 255,407 | 5,688 | 52,554 | 8,210 | 0 | 321,859 | 36.7% |
| 平成8年度 | 880,752 | 274,624 | 8,764 | 50,357 | 8,872 | 0 | 342,617 | 38.9% |
| 平成9年度 | 882,661 | 300,585 | 10,268 | 51,963 | 8,553 | 0 | 371,369 | 42.1% |
| 平成10年度 | 883,847 | 321,599 | 12,838 | 57,174 | 7,894 | 18 | 399,523 | 45.2% |
| 平成11年度 | 885,422 | 348,370 | 13,144 | 60,988 | 8,351 | 17 | 430,870 | 48.7% |
| 平成12年度 | 886,077 | 367,644 | 13,887 | 73,540 | 8,351 | 71 | 463,493 | 52.3% |
| 平成13年度 | 885,196 | 385,791 | 13,900 | 84,010 | 7,475 | 79 | 491,255 | 55.5% |
| 平成14年度 | 884,170 | 410,106 | 14,414 | 94,388 | 7,671 | 79 | 526,658 | 59.6% |
| 平成15年度 | 882,677 | 436,864 | 15,115 | 104,145 | 8,201 | 77 | 564,402 | 63.9% |
| 平成16年度 | 880,947 | 454,572 | 16,654 | 104,245 | 7,469 | 65 | 583,005 | 66.2% |
| 平成17年度 | 879,239 | 466,764 | 16,685 | 103,914 | 7,222 | 63 | 594,648 | 67.6% |
| 平成18年度 | 875,621 | 485,214 | 16,206 | 106,002 | 7,232 | 60 | 614,714 | 70.2% |
| 平成22年度 | 885,196 | 593,304 | 19,401 | 105,353 | 6,090 | 80 | 724,228 | 81.8% |

*平成22年度は目標値

生活排水処理施設整備の進捗状況



下水道の整備(下水道課)

下水道は、トイレの水洗化などにより快適で、衛生的な生活環境を作るとともに、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な役割を果たしています。本県における下水道事業は、昭和 29 年に甲府市が最初に着手し、平成 18 年度末では 28 市町村のうち 25 市町村(事業実施率 89%)が実施しています。県全体の下水道普及率(処理区域内人口 / 行政人口)は平成 18 年度末で 55.4%となりました。

県では下水道の整備を促進するため、平成 3 年度から公共下水道普及促進補助制度を創設し、市町村の国庫補助対象事業の 2.5% (一定要件を備えるもの)を補助しています。また、平成 7 年度から同制度を拡充して市町村の単独事業費についても 2.5%を補助(一定の要件を備えるもの)することとし、下水道の普及促進を図っています。

下水道事業実施市町村

| 区分 | 実施市町村 (一部供用開始年月) |
|---------------|--|
| 富士北麓流域関連公共下水道 | 富士吉田市(S61.7)、富士河口湖町〔旧河口湖町(S61.7)、旧勝山村(H2.4)、旧足和田村(H2.4)〕、忍野村(S63.4)、山中湖村(H1.7) |
| 峡東流域関連公共下水道 | 甲府市(H5.7)、山梨市〔旧山梨市(H1.7)、旧牧丘町(H4.10)〕、笛吹市〔旧石和町(H1.7)、旧御坂町(H6.4)、旧一宮町(H5.7)、旧八代町(H6.4)、旧境川村(H5.7)、旧春日居町(H1.7)〕、甲州市〔旧塩山市(H1.7)、旧勝沼町(H5.7)〕 |
| 釜無川流域関連公共下水道 | 韮崎市(H8.4)、南アルプス市〔旧八田村(H10.4)、旧白根町(H10.4)、旧若草町(H7.4)、旧櫛形町(H8.4)、旧甲西町(H5.4)〕、甲斐市〔旧竜王町(H5.4)、旧敷島町(H7.10)、旧双葉町(H7.10)〕、中央市〔旧玉穂町(H5.4)、旧田富町(H5.4)〕、市川三郷町〔旧三珠町(H10.4)、旧市川大門町(H9.11)〕、増穂町(H5.4)、鯉沢町(H7.4)、昭和町(H5.4) |
| 桂川流域関連公共下水道 | 富士吉田市(H17.4)、都留市(H16.4)、大月市(H16.4)、上野原市(H16.4)、西桂町(H16.4) |
| 単独公共下水道 | 甲府市(S37.8)、北杜市〔旧明野村(H14.4)、旧須玉町(H8.2)、旧高根町(S62.5)、旧長坂町(H8.4)、旧大泉村(H12.3)、旧武川村(H19.4)、旧小淵沢町(H7.7)〕、甲州市(H13.4)、市川三郷町(H11.7)、早川町(H2.4)、身延町〔旧身延町(H4.4)、旧中富町(H14.4)〕、富士河口湖町(H11.7)、丹波山村(S62.10)、小菅村(S63.4) |

富士北麓流域下水道(流域普及率57%)

| 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) |
|-------|--------|------|--------|------|--------|--------|--------|
| 富士吉田市 | 51 | 忍野村 | 58 | 山中湖村 | 70 | 富士河口湖町 | 66 |

峡東流域下水道(流域普及率47%)

| 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) |
|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 甲府市 | 72 | 山梨市 | 40 | 笛吹市 | 51 | 甲州市 | 43 |

釜無川流域下水道(流域普及率53%)

| 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) |
|-------|--------|--------|--------|------|--------|------|--------|
| 韮崎市 | 47 | 南アルプス市 | 38 | 甲斐市 | 61 | 中央市 | 55 |
| 市川三郷町 | 74 | 増穂町 | 61 | 鯉沢町 | 69 | 昭和町 | 64 |

桂川流域下水道(流域普及率19%)

| 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 富士吉田市 | 2 | 都留市 | 21 | 大月市 | 17 | 上野原市 | 24 |
| 西桂町 | 30 | | | | | | |

単独公共下水道

| 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) | 市町村名 | 普及率(%) |
|------|--------|------|--------|------|--------|--------|--------|
| 甲府市 | 91 | 北杜市 | 59 | 甲州市 | 86 | 市川三郷町 | 92 |
| 早川町 | 5 | 身延町 | 27 | 昭和町 | 100 | 富士河口湖町 | 26 |
| 小菅村 | 92 | 丹波山村 | 96 | | | | |

農業集落排水施設の整備(耕地課)

農業集落排水施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質を保全し、地域資源の利活用に寄与するため農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水や汚泥又は、雨水を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。事業実施のための要件は、農業振興地域内であること、受益戸数おおむね 20 戸以上とし、特に、農村地域は集落が分散した疎な居住空間であることから、経済性、水のリサイクル、汚泥の農地還元、集落コミュニティの維持強化を考慮した小規模分散型汚水処理システムを取り入れています。

補助制度としては、事業費に対して国補 50%のほか、事業の普及促進を図るため、生活排水処理率が県の目標値 82%に満たない事業実施市町村に対して、事業費の 2.5%を普及促進費補助金として助成しています。なお、一定の要件に合う過疎市町村では県営農業集落排水事業での実施が可能です。

本県では、109 処理区(処理人口 32,436 人)を対象に整備計画を推進しており、平成 18 年度までに 45 地区(鯉沢町、中央市、北杜市、早川町、南アルプス市、小菅村、甲府市、甲斐市、笛吹市、身延町、市川三郷町)が採択され、平成 18 年度末までに 42 地区が完了し供用を開始しています(整備計画に対しては 50%の進捗率)。

浄化槽設置の促進(大気水質保全課)

山間部が多い本県では、下水道・農業集落排水処理施設などの集合処理施設を整備することができない地域が多く、このような地域の生活排水対策としては、し尿と生活排水を併

浄化槽の長所

- ア 処理性能は、下水道の終末処理場と同等
- イ 施設規模が小さいため複雑な地形に対応できる
- ウ 短期間の工事で設置できるため水質保全の効果が迅速に現れる。
- エ 処理水を近くの水路に放流するため河川の水量維持に役立つ

せて処理する浄化槽の整備が重要です。この浄化槽の設置を促進するため、国、県及び市町村では次により浄化槽の設置に対して助成を行っています。

ア 浄化槽設置整備事業

住民が浄化槽を設置するにあたり、市町村が浄化槽の設置費用の約 4 割に当たる金額(施設規模ごとに基準額が決められています。例:5人槽34万2千円)を補助する事業。国・県はその事業に対し、事業費の 1/3 を各々補助します。平成 18 年度は、19 市町村において実施され、937 基分の助成を行いました。

イ 浄化槽市町村整備推進事業

市町村自ら浄化槽を各戸に整備する事業。住民から使用料を徴収することによって、事業の維持管理等の運営を行っています。国から 1/3 の補助と、起債元利償還の 50%に対する交付税措置があります。平成 18 年度の事業実施市町村は、4 市町村であり、137 基設置されました。

| 市町村名 | 助成基数 | 市町村名 | 助成基数 | 市町村名 | 助成基数 | 市町村名 | 助成基数 |
|------|------|------|------|--------|------|-------|------|
| 北杜市 | 159 | 鳴沢村 | 123 | 都留市 | 93 | 上野原市 | 72 |
| 早川町 | 7 | 身延町 | 32 | 甲府市 | 36 | 富士吉田市 | 132 |
| 大月市 | 55 | 南部町 | 74 | 富士河口湖町 | 41 | 市川三郷町 | 5 |
| 山梨市 | 7 | 笛吹市 | 15 | 西桂町 | 10 | 忍野村 | 10 |
| 増穂町 | 21 | 韮崎市 | 25 | 甲州市 | 20 | | |

平成18年度浄化槽設置整備事業設置基数

| 市町村名 | 助成基数 | 市町村名 | 助成基数 | 市町村名 | 助成基数 | 市町村名 | 助成基数 |
|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| 山梨市 | 17 | 道志村 | 69 | 市川三郷町 | 11 | 身延町 | 40 |

平成18年度浄化槽市町村整備推進事業設置基数

(5)魚の住める豊かな川づくり(花き農水産課)

河川湖沼の水質汚濁及び廃棄物の堆積による水生生物への悪影響を防止軽減するため、河川の定期定点観測や生物モニタリング調査、利用者へのマナーやルール の普及啓発等を行うことにより、良好な水辺環境の保全と内水面漁業の健全な発展を図っています。

(6)水質事故対策(大気水質保全課)

水質事故とは、工場等での操作ミスや機械の故障、交通事故や不法投棄等により、河川へ化学物質や油類が流れ込み、水質が汚染されたり、魚が浮上したりすることを言います。水質事故が発生した場合、被害を軽減するため、原因究明や被害の拡大防止など関係機関と連携を図りながら緊急的な対応を行っています。また、水質事故の発生を想定した訓練を、国土交通省など関係機関と合同で実施し、これら水質事故に迅速に対応することとしています。

3-3 化学物質による環境汚染の防止

1 化学物質による環境汚染の状況(大気水質保全課)

(1)ダイオキシン類の排出規制

ダイオキシン類対策として、国ではダイオキシン類対策特別措置法を平成11年7月に制定・公布し、環境基準を定めました。同法では、規制対象施設を次のとおり定め、それぞれ排出基準を定めています。

| |
|--|
| 特定施設 |
| ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制対象施設 |
| 大気基準適用施設 |
| アルミニウム合金製造の用に供する溶解炉・廃棄物焼却炉等5種類の施設について排出ガスを規制する。 |
| 水質基準対象施設 |
| 廃棄物焼却炉(大気基準適用施設)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設等19種類の施設について排水を規制する。 |

また、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合の基準についても定めています。平成18年度末現在の特定施設の届出状況は下表のとおりであり、届出事業場の総数は79事業場となっています。

県では、これらの事業場に立入検査を実施しており、平成18年度は延べ80件行いました。また、排出ガスの測定を3施設で実施しましたが、1施設が排出基準を超過していたため、直ちに施設の使用停止を指示するとともに施設の改善等を指導しました。

| 特定施設の種類の種類 | 施設規模 | 事業場数 | 施設数 |
|--|---------------------|------|-----|
| アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 | 乾燥炉(処理能力:0.5t/h以上) | 2 | 1 |
| | 溶解炉(容量:1t以上) | | 5 |
| 廃棄物焼却炉(焼却能力:50kg/時以上又は火床面積:0.5m ² 以上) | 処理能力 4 t/h以上 | 77 | 3 |
| | 2 t/h以上～4 t/h未満 | | 22 |
| | 200kg/h以上～2 t/h未満 | | 31 |
| | 100kg/h以上～200kg/h未満 | | 32 |
| | 50kg/h以上～100kg/h未満 | | 11 |
| | 50kg/h未満 | | 6 |
| 合計 | | 79 | 111 |

大気基準適用施設の届出数(平成19年3月31日現在)

| 特定施設の種類の種類 | 事業場数 | 施設数 |
|---|-----------------|-----|
| 廃棄物焼却炉(大気基準適用施設)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの | 廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 | 10 |
| | 灰の貯留施設 | 4 |
| 特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 | 1 | 1 |
| 合計 | 15 | 17 |

水質基準対象施設の届出数(平成19年3月31日現在)

また、規制対象施設の設置者には、排出ガス、排出水、ばいじん及び燃え殻等の測定及び知事への報告が義務付けられており、その結果は下表のとおりです。なお、平成18年度の報告結果は

全て排出基準に適合していました。

| 媒体・ 現在の使用状況 | 施設数 注1 | 報告 | | | 未報告 | 合計 |
|----------------|--------|------|-----|----|-----|----|
| | | 排出基準 | | 計 | | |
| | | 適合 | 不適合 | | | |
| 排出ガス | 使用中 | 90 | 0 | 90 | 1 | 91 |
| | 廃止・休止 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| | 小計 | 91 | 0 | 91 | 3 | 94 |
| 排出水 注2 | 使用中 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 廃止・休止 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| ばいじん・燃え殻 注3 | 使用中 | | | 84 | 0 | 84 |
| | 廃止・休止 | | | 0 | 2 | 2 |
| | 小計 | | | 84 | 2 | 86 |

設置者による測定結果の報告状況(平成19年7月公表)

注1 施設数は、平成18年度内に稼働実績がある規制対象施設数(年度途中で廃止又は休止した施設を含む)。

注2 排出水の施設数は、設置者による測定の義務づけのある事業場数(水質基準対象施設を設置する事業場で排出水の排出がある事業場数)。

注3 ばいじん・燃え殻の基準は、排出基準でないため適否の判定は行わない。

(2)ダイオキシン類⁵の環境汚染の状況

本県では、平成9年度から一般環境中のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査しており、平成18年度においては、すべての地点で環境基準を達成しました。

| 環境媒体 | 調査地点数 ¹ | 調査回数(回/年) (調査時期) | ダイオキシン類の 濃度範囲 ² | 環境基準値 ³ | 単位 |
|-------|--------------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 大気 | 3 | 4回(5,8,10,12月) | 0.032～0.20 | 0.6以下 | pg-TEQ/m ³ |
| 公共用水域 | 水質 | 11 | 1～3回(6,7,8,10) | 1以下 | pg-TEQ/l |
| | 底質 | 10 | 1回(7,10月) | 150以下 | pg-TEQ/g |
| 地下水水質 | 18 | 1回(8月) | 0.032～0.16 | 1以下 | pg-TEQ/l |
| 土壌 | 12 | 1回(7月) | 0.00032～5.3 | 1,000以下 (要調査指標250以上) | pg-TEQ/g |

平成18年度ダイオキシン類測定結果

1 公共用水域の水質及び底質には、国土交通省が実施した2地点(三郡東橋、三郡西橋)を含む

2 濃度範囲は、各調査地点における年間平均値の最小値及び最大値

3 大気、公共用水域水質及び地下水質の環境基準値は年間平均値

(3)大気中における化学物質の状況

大気中における有害な化学物質については、平成8年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の推進に関する事項が新たに設けられ、地方公共団体は有害大気汚染物質によ

⁵ ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCBs)の3種の総称であり、極めて毒性が強く、分解性が低いため、排出量が微量であっても、大きな影響が懸念されている物質。また、ダイオキシン類は人間が意図的に製造した物質ではなく、主に廃棄物の焼却の過程において非意図的に生成、排出されている。

る大気汚染の状況把握に努めることと規定されました。また、中央環境審議会では平成 8 年 10 月に、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる有害大気汚染物質 22 物質を「優先取組物質」として選定しました。

有害大気汚染物質に係る環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)は、平成

9 年 2 月には、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの 3 物質について設定されたのを皮切りに、平成 19 年 3 月 31 日現在、4 物質について環境基準が設定され、7 物質については指針値が設定されています。

県では、平成 9 年 10 月から環境基準が定められた物質及び同時測定が可能な優先取組物質(揮発性有機化合物)の計 9 物質について通年の測定を開始し、平成 16 年度からは指針値が設定された物質のうち測定が未実施であった水銀及びニッケル化合物について実施項目に追加し、計 11 物質について測定を行っています。なお、環境省でも平成 17 年度から、甲斐市西八幡において優先取組物質 19 物質の測定を行っています。平成 18 年度の県による測定結果、環境基準の達成状況等は資料編に掲載しています。

| 有害大気汚染物質に係る環境基準等の設定状況 | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 環境基準に係る物質 | |
| ・平成 9 年 2 月 | ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン |
| ・平成 13 年 4 月 | ジクロロメタン |
| 指針値に係る物質 | |
| ・平成 15 年 9 月 | アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物 |
| ・平成 18 年 12 月 | クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン |

2 環境ホルモン問題への対応(大気水質保全課)

環境ホルモン⁶問題は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、正常なホルモン作用への影響が懸念されることから、国においては、総合的な研究施設の設置を進めるとともに、国際的な連携を図りながら、関係各省庁がそれぞれの立場から連携・協力し、様々な調査研究を行っています。その結果、ノニルフェノール(平成 13 年 8 月)、4-t-オクチルフェノール(平成 14 年 6 月)、ビスフェノール A(平成 16 年 7 月)及び DDT(平成 17 年 10 月)については、魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類に対する環境ホルモンとしてのリスク評価値(ノニルフェノール:魚類に対する予測無影響濃度(0.608 $\mu\text{g}/\text{kg}$)、4-t-オクチルフェノール:魚類に対する予測無影響濃度(0.992 $\mu\text{g}/\text{kg}$)、ビスフェノール A:魚類に対する予測無影響濃度(24.7 $\mu\text{g}/\text{kg}$)、DDT:魚類に対する予測無影響濃度(0.0145 $\mu\text{g}/\text{kg}$))が示されました。

本県では、平成 10 年度から平成 12 年度までの 3 ヶ年で、65 物質(95 種類)について、大気 8 地点、県内主要河川(水質・底質・魚類)11 地点、湖沼(水質・底質・魚類)5 地点、地下水 4 地点、土壌 6 地点において、実態調査を実施しました。検出物質は、全国的にも高い検出率を示しているアルキルフェノール類、ビスフェノール A、フタル酸エステル類等が本県においても検出されましたが、

⁶ 内分泌攪乱化学物質。動物の体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用(内分泌)に影響を与える外因性の化学物質をいう。近年、専門家により環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性が指摘されている。

検出値等は、国が行った全国一斉調査結果の概ね範囲内であり、特段高い値は検出されませんでした。平成13年度からは、これまでの調査結果を基に、経年的な汚染状況の推移を把握するため、継続モニタリング調査を実施しています。

平成18年度には、調査地点を県内主要河川の流末23地点の水質とし、魚類に対する内分泌作用が確認されているノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールAの3物質について調査を実施しました。その結果、ノニルフェノールは1地点、4-t-オクチルフェノールは0地点、ビスフェノールAは5地点で検出されましたが、全ての地点で魚類に対する予測無影響濃度を下回っていました。これらの調査結果は、広く一般にも公表しており、行政・事業者・住民などがデータを共有することにより、今後の発生源対策や削減対策等に活用していくとともに、県内の一般環境中のデータ集積を行うことにより、今後、国において環境ホルモンとしての指針値や基準値などが示された時点での評価資料として活用します。

なお、平成17年3月、環境省及び関係省庁は、これまでの取組の結果から得られた知見や国際的な動向をふまえてリスク評価等の新たな対応方針を示し、今後は、内分泌かく乱作用が疑われる65物質のリストを廃止し、国際機関等の報告書により内分泌かく乱作用が懸念される物質について順次調査していくこととしました。

3 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)(大気水質保全課)

(1)PRTR⁷制度の概要

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称:化管法)が公布されました。

化管法におけるPRTR制度の概要

対象化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、都道府県を經由し国に年1回届け出る。国はそのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

PRTR制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになり、「事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進」、「住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進」、「行政による化学物質対策の優先度の判断材料として活用」、「化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有によるリスクコミュニケーションの促進」などが期待される。

法律に基づく届出は平成14年度から始まり、平成18年度には400事業所から届出(平成17年度把握分)がありました。国では、届出のあった排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を平成19年2月23日に公表し、県においても、県内の概要を集計し7月20日に公表しました。

1 対象となる化学物質

トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの354物質

⁷ (Pollutant Release and Transfer Register)有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。

2 対象事業者

次の3つの要件を満たす事業者

全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分業など国が指定する23業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者

常用雇用者数が21人以上の事業者

次のいずれかに該当すること。

(ア)対象となる化学物質のいずれかの年間取扱量が1トンを以上（発ガン性物質は0.5トンを以上）である事業所を有する事業者

(イ)下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者

(ウ)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者

(エ)その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者

平成16年度届出より年間取扱量がそれまでの5トンから1トンに変更

データの開示

国は、PRTR開示窓口を環境省・経済産業省等に設置して、事業所のデータの開示請求（有料）に対応しています。

(2)山梨県内の集計結果の概要

届出のあった事業所数：400事業所（全国：40,823件 県/国：1.0%）

届出排出量・移動量：3,309トン（全国：489,633トン 県/国：0.7%）

（内訳） 環境への排出量：2,127トン（全国：258,677トン 県/国：0.8%）

・大気への排出：2,107トン（構成比：99.1%）

・公共用水域への排出：20トン（同：0.9%）

事業所から出された移動量：1,182トン（全国：230,956トン 県/国：0.5%）

・事業所の外への廃棄物としての移動：1,165トン（構成比：98.6%）

・下水道への移動：17トン（同：1.4%）

国が行った届出外排出量の推計値：2,916トン（全国：348,119トン 県/国：0.8%）

（内訳）・対象業種からの届出外排出量の推計値：618トン（構成比：21.2%）

・非対象業種からの排出量の推計値：601トン（同：20.6%）

・家庭からの排出量の推計値：490トン（同：16.8%）

・移動体からの排出量の推計値：1,208トン（同：41.4%）

物質別排出量等

ア 届出排出量・移動量の多い上位5物質

| 物質名 | 届出排出量・移動量(トン) | 構成比(%) |
|-----------------|---------------|--------|
| トルエン | 1,497 | 45.2 |
| ジクロロメタン(塩化メチレン) | 360 | 10.9 |
| クロム及び三価クロム化合物 | 281 | 8.5 |
| キシレン | 141 | 4.3 |
| トリクロロエチレン | 117 | 3.5 |

イ 届出排出量の多い上位5物質

| 物 質 名 | 届出排出量(トン) | 構成比(%) |
|-----------------|-----------|--------|
| トルエン | 1,318 | 62.0 |
| ジクロロメタン(塩化メチレン) | 302 | 14.2 |
| キシレン | 108 | 5.1 |
| クロロホルム | 104 | 4.9 |
| トリクロロエチレン | 76 | 3.6 |

ウ 届出排出量と届出外排出量の多い上位 5 物質

| 物 質 名 | 届出排出量(トン) | 届出外排出量(トン) | 合計排出量(トン) |
|------------------------|-----------|------------|-----------|
| トルエン | 1,318 | 703 | 2,021 |
| キシレン | 108 | 544 | 652 |
| ジクロロメタン(塩化メチレン) | 302 | 15 | 317 |
| ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル | 1 | 198 | 199 |
| エチルベンゼン | 20 | 159 | 179 |

数値は四捨五入により端数処理しているため、合計と内訳が合わない場合がある。

3-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染等の防止

1 騒音の状況と対策(大気水質保全課)

(1)騒音の状況

市町村及び県に寄せられた公害苦情件数のうち騒音に関するものは、平成 18 年度は 60 件で全体の 6.4%を占めており、典型 7 公害の中では大気汚染、悪臭、水質汚濁に次いで 4 位でした。この発生源は、建設業、製造業及びサービス業によるものが 65%と過半数を占めており、次いで、家庭生活によるものが 13.3%を占めています。また、その他としてカラオケ、自動車等の近隣騒音及び道路騒音があります。

(2)騒音対策

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境基本法において人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものです。環境基準を適用する地域の指定権限は知事に委任されていることから、本県では現在、都市計画法に基づく用途地域に準じて、16 市町に当該環境基準の地域類型を当てはめています。なお、平成 10 年 9 月、環境庁は騒音に係る環境基準を改正し、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、最新の科学的知見を踏まえて、一般地域と道路に面する地域について新たな環境基準値を設定し、平成 11 年 4 月から施行しました。

騒音の規制等

騒音規制法に基づく規制地域については、昭和 49 年に指定後、昭和 52 年、昭和 61 年、平成元

年、平成7年、平成12年及び平成18年に見直しを行い、現在、県下28市町村中26市町村に規制地域が指定されています。

ア 工場・事業場、建設作業等の騒音

規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法で定める金属加工機械、空気圧縮機、織機等の特定施設を設置する場合は、市町村に届け出ることとされています。平成18年度末の県内の特定施設数は、8,558(工場数1,750)であり、その内訳は空気圧縮機等が2,641(30.9%)と最も多く、次いで織機が2,640(30.8%)、金属加工機械が1,346(15.7%)の順でした。また、著しい騒音を発生する特定建設作業についても、同様の届出が義務づけられており、平成18年度は、バックホウを使用する作業が32件、くい打機を使用する作業が6件、さく岩機を使用する作業が5件、空気圧縮機を使用する作業が3件等で、合計47件ありました。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)では、騒音規制法で定められている以外の特定施設、特定建設作業のほか、深夜営業騒音、拡声器騒音についても規制を行っています。

イ 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正(平成11年)により、平成12年度から都道府県等の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものです。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内⁸の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価(以下「面的評価」という。)することとされています。県では、平成13年度から面的評価を開始し、計画的に順次対象地域を評価することとしており、平成18年度は、11市2町の80.3kmについて面的評価を行いました。なお、甲府市に係る事務については、騒音規制法第25条の規定により甲府市長の事務となっています。

面的評価の結果

面的評価の対象区域内の9,355戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準以下であったのは7,416戸(79.3%)、昼間のみ基準値以下であったのは425戸(4.5%)、夜間のみ基準値以下であったのは44戸(0.5%)、昼夜間とも基準値を超過したのは1,470戸(15.7%)でした。

2 振動の状況と対策(大気水質保全課)

(1)振動の状況

振動は、都市における住宅と工場の混在、工場等における設備の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行に伴い地域によっては大きな問題となることがあります。これらの振動に対する住民からの苦情内容としては、気分がイライラする、戸、障子や物が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の感覚的なものが主ですが、大きな振動の発生源に隣接している場合には、壁、タイル等のひびわれ、戸、障子の建て付けの狂い等の物的被害を訴える例もみられます。平成18年度の苦情件数は、建設作業に伴うものが3件、産業用機械に伴うものが2件、自動車に

⁸ 面的評価の対象地域は、原則として2車線以上の道路(市町村道にあっては原則として4車線以上の道路)の道路端から50mにある範囲となっている。

伴うものが1件でした。

(2)振動対策

振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定については、昭和54年に制定し、その後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下28市町村中26市町村に規制地域が指定されています。振動規制法による特定施設の届出状況は、平成18年度末の施設数が6,667施設(工場数1,238)であり、その内訳は織機が2,247施設(33.7%)と最も多く、次いで金属加工機械が1,564施設(23.5%)、圧縮機が1,116施設(16.7%)等でした。また、特定建設作業の届出状況は、ブレーカーを使用する作業が21件、くい打機を使用する作業7件、合計28件でした。

3 悪臭の状況と対策(大気水質保全課)

(1)悪臭の状況

悪臭は低濃度でも感知されやすく、人の感覚に直接訴える公害だけに、快適な生活環境を損なうものとして問題とされてきました。平成18年度の悪臭の苦情件数は144件で、全苦情件数の15.3%と大気汚染に次いで高い比率を占めており、この内訳は、家庭生活31件(21.5%)、焼却11件(7.6%)、産業用機械作動10件(6.9%)等の順となっています。

(2)悪臭対策

工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭対策として、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「物質濃度」で規制を行ってきました。しかし、悪臭は通常多種類の悪臭物質によって構成されていることが多く、多数の物質が複合して強いにおいとなる複合臭や未規制の物質が排出されている場合には、対応が困難でした。このため、平成17年2月、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入し、現在25市町村に規制地域を指定して悪臭対策の推進に努めています。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成9年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めています。

4 地盤沈下の状況と対策(大気水質保全課)

(1)地盤沈下の状況

地盤沈下は、地面が徐々に沈んでいく現象であり、主たる原因は地下水の過剰採取です。これにより、帯水層の水圧が低下し、粘土層(不透水層)に含まれている水が帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起きます。また、こうして起こった地盤沈下は、地下水位が回復してもほとんど元に戻らないと言われていています。地盤沈下は、地質的に沖積層が厚く堆積した場所で起こりやすく、本県では甲府盆地の中央部から南部がこれに該当しています。昭和40年代に建設省国土地理院が行った一級水準測量で、石和地域において年平均20mmの沈下が確認さ

れたことから、県では一級水準測量調査及び地下水位観測を実施し、地盤沈下の状況及びその兆候を調査しています。

(2)地盤沈下対策

一級水準測量調査

水準測量とは、地域のある地点を不動点(基準点)として各水準の標高を測定するものであり、毎年の水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえています。県では、昭和 49 年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約 80 km²の地域について、甲府市酒折(酒折宮境内)に基準点を設置し、観測点数 39 測点(当初 18 測点、昭和 57 年度から 36 測点、昭和 61 年度から 39 測点)で一級水準測量を行っています。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示しています。しかし、現在までのところ年 20mm を超える沈下はなく、被害を生ずるほどのものではありませんでした。平成 18 年度の調査結果をみると、年最大沈下量は中央市井之口(わかば幼稚園内)の 7.0mm でした。

地下水位観測

地盤沈下の原因である帯水層の水圧の低下は、地下水位の低下として観測されます。地盤沈下の兆候を被害が発生する以前に発見するような観測体制を整備しておくことが重要であることから、県では、11 か所 14 観測井で地下水位観測を行っています。その結果、この数年間では著しい地下水位の低下はみられませんでした。

(3)地下水の適正採取

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和 48 年 6 月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定めました。要綱では、採取適正化地域(第1種地域及び第2種地域)を設け、一定量以上の地下水を採取する場合、井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めています。第1種地域においては、知事(1,000 m³/日以上)又は市町村長(10 m³/日以上 1,000 m³/日未満)と協議することとし、第2種地域においては、知事及び市町村長(採取量による区分は第1種地域と同じ)に届け出ることとしています。また、笛吹市をはじめ 10 市町村では、条例等により、地下水資源の適正採取等について定めています。

5 土壌汚染の状況と対策(大気水質保全課)

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を内容とする「土壌汚染対策法」が平成 15 年 2 月 15 日施行されたことに伴い、土壌汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っています。また、事業者には、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行い、法の円滑な施行を図っています。なお、平成 18 年度において法に基づく土壌汚染状況調査を行った事業所はありませんでした。

6 公害苦情処理(大気水質保全課)

(1)種類別苦情件数

平成 18 年度において、県及び市町村で新たに受け付けた公害苦情の総件数は 942 件でした。

その内訳を種類別にみると、大気汚染 332 件(構成比 35.2%)、悪臭 144 件(15.3%)、水質汚濁 117 件(12.4%)、騒音 60 件(6.4%)、振動 6 件(0.6%)、土壌汚染 4 件(0.4%)、地盤沈下 0 件となっており、これら典型 7 公害の苦情が計 663 件となり、全体の 70.4%を占めていました。

このほか、典型 7 公害以外の苦情は、279 件で全体の 29.6%であり、その主な内訳は、廃棄物の不法投棄、害虫等の発生、火災の危険(空き地の雑草等)に関するものでした。

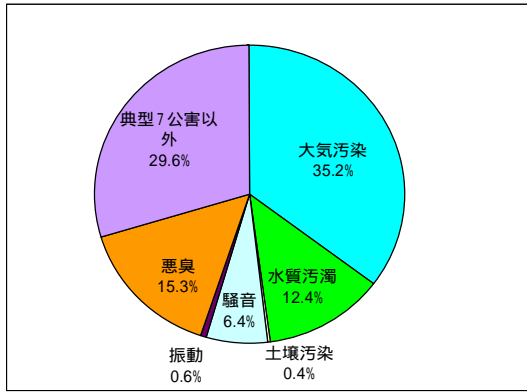
(2)苦情件数の推移

平成 18 年度の公害苦情件数は、平成 17 年度に対し 48 件増加しました。

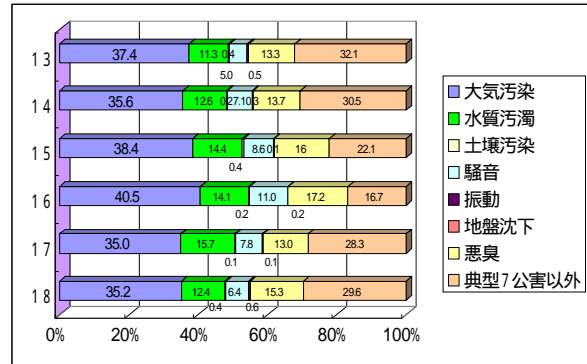
内訳を種類別にみると、悪臭 28 件、大気汚染 19 件、典型 7 公害以外の苦情が、26 件増加しました。反対に、水質汚濁 23 件、騒音 10 件の苦情が減少しました。

| 種別 年度 | 典型 7 公害 | | | | | | | | 典型 7 公害以 外 | 合計 |
|----------|---------|------|------|------|----|------|------|------|------------------|-------|
| | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | 小計 | | |
| 4 | 61 | 88 | 2 | 61 | 3 | 0 | 70 | 285 | 145 | 430 |
| 5 | 49 | 74 | 1 | 66 | 5 | 0 | 60 | 255 | 226 | 481 |
| 6 | 47 | 53 | 1 | 74 | 5 | 0 | 61 | 241 | 193 | 434 |
| 7 | 40 | 72 | 1 | 48 | 3 | 0 | 60 | 224 | 171 | 395 |
| 8 | 69 | 65 | 1 | 40 | 3 | 0 | 85 | 263 | 105 | 368 |
| 9 | 169 | 38 | 0 | 40 | 2 | 0 | 82 | 331 | 72 | 403 |
| 10 | 247 | 47 | 1 | 44 | 2 | 0 | 123 | 464 | 84 | 548 |
| 11 | 253 | 91 | 0 | 46 | 4 | 0 | 110 | 504 | 335 | 839 |
| 12 | 228 | 116 | 5 | 50 | 3 | 0 | 151 | 553 | 214 | 767 |
| 13 | 404 | 122 | 4 | 54 | 5 | 0 | 144 | 733 | 347 | 1,080 |
| 14 | 315 | 111 | 2 | 63 | 3 | 0 | 121 | 615 | 270 | 885 |
| 15 | 293 | 110 | 3 | 66 | 1 | 0 | 122 | 595 | 169 | 764 |
| 16 | 235 | 82 | 1 | 64 | 1 | 0 | 100 | 483 | 97 | 580 |
| 17 | 313 | 140 | 1 | 70 | 1 | 0 | 116 | 641 | 253 | 894 |
| 18 | 332 | 117 | 4 | 60 | 6 | 0 | 144 | 663 | 279 | 942 |
| 対前年度増減 | 19 | -23 | 3 | -10 | 5 | 0 | 28 | 22 | 26 | 48 |
| 対前年度比 | 1.06 | 0.84 | 4 | 0.86 | 6 | - | 1.24 | 1.03 | 1.1 | 1.05 |

公害苦情件数の推移



平成18年度種類別苦情件数



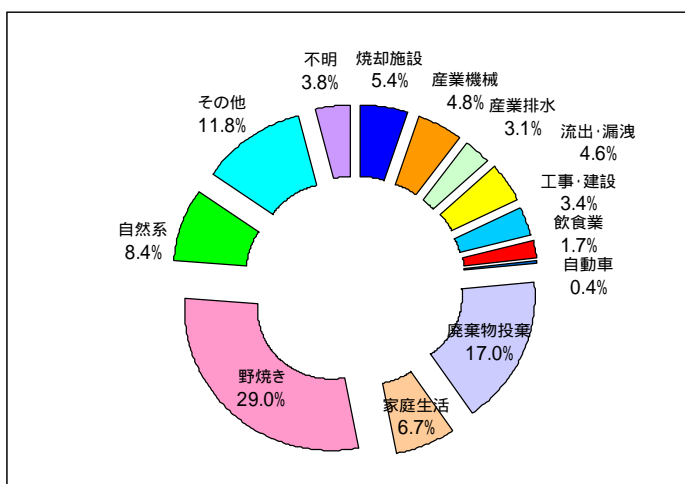
種類別構成比の年度比較

(3) 発生源別公害苦情件数

平成18年度の公害苦情をその発生源別にみると、「野焼き焼却に伴うもの」が273件(29.0%)、「廃棄物投棄」が160件(17.0%)、「自然系」が79件(8.4%)、「家庭生活(ペット・機器など)」が63件(6.7%)であり、以下「焼却(施設)」「産業用機械作動」「流出・漏洩」と続く結果でした。

| 発生源 種類 | 焼却 (施設) | 産業用 機械作 動 | 産業 排水 | 流出・ 漏洩 | 工事・ 建設作 業 | 飲食店 営業 | 移動発 生源 (自動車) | 廃棄物 投棄 | 家庭 生活 | 焼却 (野焼 き) | 自然系 | その他 | 不明 | 計 |
|-----------|------------|-----------------|----------|-----------|-----------------|-----------|--------------------|-----------|----------|-----------------|-----|-----|----|-----|
| 大気汚染 | 42 | 8 | 1 | 0 | 7 | 1 | 0 | 1 | 0 | 262 | 2 | 7 | 1 | 332 |
| 水質汚濁 | 0 | 1 | 23 | 39 | 1 | 2 | 0 | 1 | 10 | 0 | 4 | 11 | 25 | 117 |
| 土壌汚染 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 4 |
| 騒音 | 1 | 24 | 0 | 0 | 12 | 6 | 3 | 0 | 8 | 0 | 0 | 6 | 0 | 60 |
| 振動 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 地盤沈下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 悪臭 | 7 | 10 | 4 | 4 | 4 | 6 | 0 | 9 | 31 | 11 | 3 | 48 | 7 | 144 |
| 典型7公害以外 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 149 | 14 | 0 | 70 | 36 | 3 | 279 |
| 計 | 51 | 45 | 29 | 43 | 32 | 16 | 4 | 160 | 63 | 273 | 79 | 111 | 36 | 942 |

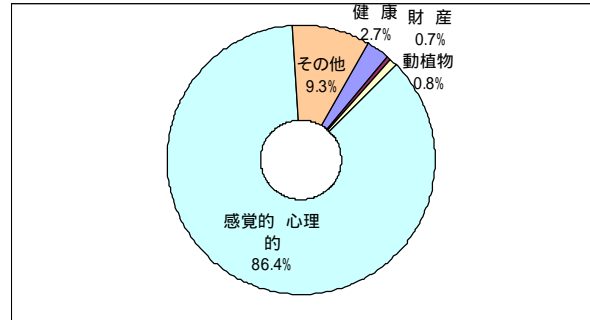
平成18年度発生源別公害苦情件数



平成18年度発生源別公害苦情件数及び割合

(4)被害の種類別苦情件数

平成18年度の公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害(うるさい、臭い、不快等)が814件で、全体の86.4%を占めており、健康被害(騒音による寝不足等)25件(2.7%)、動植物被害(農作物、養殖魚、ペット等の被害、損害等)8件(0.8%)、財産被害(家屋や生活用品等の破損、汚れ等)7件(0.7%)の順でした。



平成18年度 被害の種類別件数及び割合

また、その他として、苦情申立人に直接の被害が及ばないものや、環境悪化を問題にするもの等、上記のいずれにも該当しないものが88件(9.3%)あり、生命にかかわる被害の発生はありませんでした。

| 種類 | 種類 | | | | | 計 |
|---------|----|----|-----|---------|-----|-----|
| | 健康 | 財産 | 動植物 | 感覚的・心理的 | その他 | |
| 公害 | | | | | | |
| 大気汚染 | 8 | 2 | 0 | 319 | 3 | 332 |
| 水質汚濁 | 4 | 2 | 1 | 105 | 5 | 117 |
| 土壌汚染 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 騒音 | 3 | 0 | 1 | 55 | 1 | 60 |
| 振動 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 |
| 地盤沈下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 悪臭 | 5 | 1 | 0 | 134 | 4 | 144 |
| 典型7公害以外 | 5 | 2 | 6 | 191 | 75 | 279 |
| 計 | 25 | 7 | 8 | 814 | 88 | 942 |

平成18年度 被害の種類別公害苦情件数

(5)公害苦情の処理件数

平成18年度の公害苦情を受理した機関別にみると、全件数942件のうち、県の機関で受理したものは261件(27.7%)、市町村で受理したものは681件(72.3%)であり、公害苦情の処理状況については、年度内に県の機関及び市町村において直接処理したもの886件、警察・国等へ移送したものの18件、翌年度へ繰越したものの25件でした。

また、原因が不明で一時的な現象であったため、直接処理が不可能であったもの(「その他」)も13件報告されました。

| 項目 | 年度 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|----------|----|------|------|------|-----|------|-------|------|------|------|------|------|
| 苦情件数 | | 368 | 403 | 548 | 839 | 767 | 1,080 | 885 | 764 | 580 | 894 | 942 |
| 直接処理件数 | | 333 | 381 | 529 | 789 | 685 | 1,027 | 848 | 736 | 562 | 818 | 886 |
| 直接処理率(%) | | 90.5 | 94.5 | 96.5 | 94 | 89.3 | 95.1 | 95.8 | 96.3 | 96.9 | 91.5 | 94.1 |

苦情処理件数の推移

| | 大気 汚染 | 水質 汚濁 | 土壌 汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤 沈下 | 悪臭 | 小計 | 7公害 以外 | 合計 | 人口千人 当り件数 |
|--------|----------|----------|----------|----|----|----------|-----|-----|-----------|-----|--------------|
| 市部 | 310 | 106 | 3 | 56 | 6 | 0 | 125 | 606 | 267 | 873 | 1.16 |
| 郡部 | 22 | 11 | 1 | 4 | 0 | 0 | 19 | 57 | 12 | 69 | 0.53 |
| 甲府市 | 80 | 21 | 0 | 12 | 3 | 0 | 27 | 143 | 15 | 158 | 0.79 |
| 富士吉田市 | 29 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 14 | 50 | 0 | 50 | 0.96 |
| 都留市 | 5 | 5 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 16 | 2 | 18 | 0.52 |
| 山梨市 | 19 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 9 | 36 | 43 | 79 | 2.06 |
| 大月市 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 9 | 18 | 27 | 0.89 |
| 韮崎市 | 10 | 11 | 0 | 6 | 0 | 0 | 2 | 29 | 8 | 37 | 1.10 |
| 南アルプス市 | 13 | 9 | 0 | 8 | 0 | 0 | 15 | 45 | 9 | 54 | 0.75 |
| 北杜市 | 16 | 13 | 3 | 3 | 0 | 0 | 13 | 48 | 32 | 80 | 1.67 |
| 甲斐市 | 117 | 8 | 0 | 20 | 0 | 0 | 31 | 176 | 128 | 304 | 4.11 |
| 笛吹市 | 4 | 8 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 17 | 3 | 20 | 0.28 |
| 上野原市 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 8 | 1 | 9 | 0.32 |
| 甲州市 | 5 | 12 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 20 | 5 | 25 | 0.71 |
| 中央市 | 3 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 9 | 3 | 12 | 0.38 |
| 西八代郡 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 11 | 3 | 14 | 0.79 |
| 市川三郷町 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 11 | 3 | 14 | 0.79 |
| 南巨摩郡 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 9 | 7 | 16 | 0.36 |
| 増穂町 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 | 2 | 9 | 0.69 |
| 鵜沢町 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0.24 |
| 早川町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 |
| 身延町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 5 | 0.32 |
| 南部町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0.10 |
| 中巨摩郡 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 7 | 1 | 8 | 0.47 |
| 昭和町 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 7 | 1 | 8 | 0.47 |
| 南都留郡 | 15 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 9 | 29 | 1 | 30 | 0.61 |
| 道志村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0.49 |
| 西桂町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 |
| 忍野村 | 7 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 13 | 0 | 13 | 1.52 |
| 山中湖村 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 0 | 4 | 0.73 |
| 鳴沢村 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 1.34 |
| 富士河口湖町 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 | 1 | 8 | 0.32 |
| 北都留郡 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0.59 |
| 小菅村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 |
| 丹波山村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1.34 |
| 県計 | 332 | 117 | 4 | 60 | 6 | 0 | 144 | 663 | 279 | 942 | 1.07 |

平成18年度 市町村別・種類別公害苦情件数(市町村名:平成19年3月現在)

7 工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)(大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されています。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり 10,000N立法メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり 1,000立法メートル以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者(代理者)を選任し、また、常時使用する従業員の数が 21人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者(代理者)を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけています。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり 40,000N立法メートル以上、かつ排出水量が1日当たり

10,000 立法メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者(代理者)を選任し、知事に届出ることを義務づけています。

平成 19 年 3 月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は右表のとおりです。

| | 特定工場 | 公害防止統括者 | 公害防主任管理者 | 公害防止管理者 |
|----------|------|----------|----------|---------|
| 大気関係 | 245 | 127(121) | 0(0) | 56(50) |
| 水質関係 | | | | 66(49) |
| 騒音関係 | | | | 5(5) |
| 特定粉じん関係 | | | | 0(0) |
| 一般粉じん関係 | | | | 57(47) |
| 振動関係 | | | | 5(4) |
| ダイキソソ類関係 | | | | 0(0) |

公害防止管理者等の届出状況

8 土地利用の適正化

(1)適正な土地利用に関する計画(知事政策室)

国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、世代を超えた県民共有の資産として、未来に引き継いでいかなければなりません。国土利用計画は、国土利用計画法第 7 条の規定に基づき制定されるものですが、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分に踏まえ、県民の健康で文化的な住みよい生活環境の確保と県土の均衡ある発展を目指し、総合的かつ計画的な県土の利用を図るための長期計画であり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。国土利用計画(山梨県計画)は、昭和 52 年 3 月 25 日に第一次計画を策定し、その後、平成 8 年 3 月 21 日に第三次計画を策定しました。

土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、国土利用計画を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、治山・治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別の土地利用規制と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられるものです。昭和 51 年 5 月 20 日策定後、土地利用の実態に合わせて毎年見直し等を行っています。

(2)適正な土地利用に関する規制等

土地利用のあり方については、都市計画法、森林法などの規制法が定められており、それぞれの法目的の実現が図られています。しかし、法律は、我が国全土に適用される基本原則であるため、必ずしも地域の実情を反映して制定改廃されるものではありません。このため、多くの地方公共団体では、それぞれの権能の範囲内で、地域の事情を勘案した土地利用に関する規制制度を設けています。

本県では、次に掲げる土地利用の規制システムを設け、法律による規制措置と相まって、全体として適切な県土利用が図られるよう、様々な施策を講じています。

県による土地利用規制

ア 土地利用調整会議(知事政策室)

昭和47年に「山梨県土地利用対策推進要綱」を定め、その調整措置の一環として、県に「土地利用調整会議」を設けました。この土地利用調整会議では、原則として10ha以上の工場、住宅、レクリエーション等の利用に供する目的の事業について総合的、計画的に検討を行い、土地利用に関する諸問題を未然に防止するとともに、県土の合理的かつ有効適切な保全及び開発のための調整を行っています。

イ 山梨県大規模土地利用指導要綱(知事政策室)

山梨県大規模土地利用指導要綱は、大規模な土地開発が無秩序に進行することを防止するため、従来の法律等に基づく土地利用規制制度以外のものとして、また、総合的な土地利用規制として本県の支柱となるもので、各種の土地利用規制に関する条例等の母体となっているものであり、昭和47年に策定されました。この要綱では、工業、住宅、レクリエーション施設等の用に供する目的で行う1ha以上の事業について指導基準を定めるとともに、10ha以上の大規模開発等の案件については土地利用調整会議への付議、検討を義務づける処理手続きについても定めています。

ウ 大規模土地利用事業に関する指導指針(知事政策室)

大規模な土地利用事業は、県土の自然環境や県民生活に対して大きな影響を及ぼすことから、土地利用の適正化を図り、良好で快適な生活環境を保全・創造していくため、「大規模土地利用事業に関する指導指針」を策定し、平成4年8月1日から施行しました。この指導指針は、「山梨県大規模土地利用指導要綱」による事前の土地利用協議に際して、土地利用審査の上で重要な役割を果たすものです。

エ 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(建築指導課)

宅地開発事業が造成区域の内外に及ぼす災害等を未然に防止し、生活環境の保全を図ることを目的に、宅地開発事業を行うための基準を定めた「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」を昭和48年に施行しました。この条例では、都市計画区域外における0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業について、基準に合致した設計であることの確認を受けることを義務付けています。

オ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(森林整備課)

昭和47年頃より県下にゴルフ場造成の動きが顕著となり始めたことから、その重要性に鑑み、従来「山梨県大規模土地利用指導要綱」によって行われていた指導をより具体的なものにするため、全国に先駆けて昭和48年に「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」を施行し、より一層の適正化を図ってきました。この条例は、5ha以上の一団の土地に係るゴルフ場、遊園地等のレクリエーション施設の造成事業を対象に必要な規制を行っています。

法律に基づく土地利用規制

ア 都市地域における規制(都市計画課)

都市地域における土地利用の規制の中心となるのは都市計画法です。この法は、土地利用の規制に関して、都市計画区域及び準都市計画区域の指定、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の決定、開発行為の許可制等を定めています。

| 地域・地区等 | 指定地域等の数 | 面積 | 備考 |
|---------|---------|--------|----------------|
| 都市計画区域 | 12 | 86,383 | 21市町村(12市7町2村) |
| 市街化区域 | 1 | 5,545 | 甲府都市計画区域 |
| 市街化調整区域 | 1 | 6,974 | 4市町(3市1町) |
| (用途地域) | 18 | 10,947 | 17市町(12市5町) |

都市計画法による区域の指定状況(平成19年3月31日現在)

イ 農業地域における規制(農村振興課)

農業地域における土地利用計画の中心となるのは、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)です。この法では、農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定、農用地区域内における開発行為の制限や農地転用の制限等を定めています。

| 地域・地区等 | 指定地域等の数 | 面積 | 備考 |
|------------|---------|---------|----------------|
| 農業振興地域 | 28 | 292,695 | 28市町村(13市9町6村) |
| 農用地区域 | | 28,396 | |
| その他の農業振興地域 | | 264,299 | |

農業振興地域指定状況(平成19年3月31日現在)

ウ 森林地域における規制(森林整備課・治山林道課)

森林地域における土地利用計画の中心となるものは森林法です。この法では、森林計画の樹立、林地開発許可制度並びに保安林及び保安施設地区の指定並びにこれらの地区における土地利用行為の制限を定めています。

| 開発目的 | 件数 | 面積 |
|---------|----|----|
| 住宅用地 | 2 | 4 |
| 土砂の採取 | 6 | 1 |
| 工場事業場用地 | 3 | 1 |
| ゴルフ場 | 0 | 0 |
| レジャー施設 | 1 | 2 |
| その他 | 2 | 3 |
| 計 | 14 | 11 |

平成18年度林地開発許可の実績(単位:ha)

(1haを超える開発を対象とし、数値には変更許可を含む)
[森林整備課]保安林指定状況は別掲[治山林道課]

国土利用計画法に基づく土地取引規制(県民生活

課)

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

平成10年9月1日に同法が一部改正され、注視区域、監視区域等の土地取引の規制区域の指定がない場合、土地売買等の契約締結後、2週間以内に届出を行う事後届出制となりました。

制度の詳細は、県民生活課のホームページ

(<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenmin-skt/index.html>)を参照。

(単位:ha)

| 年次 利用目的 | 平成14年 | | 平成15年 | | 平成16年 | | 平成17年 | | 平成18年 | |
|---------------------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|
| | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| 住宅地 | 8 | 3.5 | 5 | 3.7 | 12 | 8 | 9 | 4.4 | 13 | 9.1 |
| 別荘地 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3 | 2 | 1.9 | 1 | 2.8 |
| 商業・生産施設 | 4 | 3.6 | 7 | 7.7 | 5 | 4.4 | 12 | 31.7 | 14 | 20.9 |
| レクリエーション施設(ゴルフ場を含む) | 20 | 12.6 | 1 | 0.1 | 5 | 9.7 | 4 | 12.6 | 1 | 0.7 |
| 林業 | 6 | 14.2 | 1 | 10.8 | 0 | 0 | 3 | 12.1 | 4 | 10.8 |
| 農業・畜産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1.3 | 0 | 0 | 1 | 2.1 |
| 資産保有・その他 | 47 | 77 | 12 | 37.7 | 17 | 51.3 | 25 | 254.8 | 11 | 18.3 |
| 合計 | 85 | 110.9 | 26 | 60 | 45 | 77.7 | 55 | 317.5 | 45 | 64.7 |

土地取引届出受理状況

3-5 魅力ある景観づくり

1 山梨県景観条例に基づく取り組み

(1)景観条例制定の経緯(観光資源課)

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳を背景とした眺望やこれらを源とする河川や溪谷、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、街道に残る宿場の町並みなどの歴史的文化的資産にも恵まれ、豊かな自然が織りなす美しい景観に恵まれています。また、甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹や田畑など多様で豊かな、個性的な景観が展開しています。

このような、優れた景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造し、快適な環境を形成するため平成2年10月、「山梨県景観条例」が制定されました。この条例では、景観形成地域の指定、大規模行為に関する景観形成、公共事業等に関する景観形成及び景観形成住民協定等を柱としており、これまで、清里景観形成地域における届出に基づく指導、大規模行為の届出に基づく指導、公共事業による景観形成、景観形成住民協定の認定、市町村景観ガイドプラン策定事業への助成などの取り組みを行ってきました。

(2)平成18年度における状況(観光資源課、建築指導課)

清里景観形成地域から、平成18年度には27件の届出がありました。

大規模行為については、平成18年度に108件の届出がありました。

公共事業については、農政部、森林環境部、土木部において景観に配慮した事業が行われました。

住民協定は、平成18年度までに次の13地区で締結されています。

住民協定締結地区

早川町赤沢地区、富士河口湖町西湖南地区、南アルプス市あやめが丘地区、富士河口湖町旭南地区、北杜市白州町台ヶ原地区、増穂町大柵地区、勝沼町等々力地区、芦川村新井原地区、増穂町長沢地区、富士河口湖町浜町地区、笛吹市八代町奈良原地区、下部町下部湯町地区、甲府市湯村3丁目地区

市町村が地域の景観特性を踏まえ、独自に景観形成の基本方針を策定する市町村景観ガイドプラン策定事業については、平成 13 年度末で 54 市町村が策定済みです。

(3)百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)の貸付け(市町村課)

山梨県景観条例の施行に伴い、多様で豊かな本県の景観を保全するとともに、魅力ある景観を創造するため、市町村が行う景観形成関連公共施設整備事業に対する貸付金として、平成 3 年度に市町村振興資金の中に市町村景観形成資金が創設され、平成 19 年度には百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)として再編される中で引き続き貸付枠が措置されています。

また、元利償還金の 20% について元利補給を行うことにより、市町村を財政的に援助するとともに、景観形成の促進を図ることにしました。特に、景観形成指定地域に係るものについては元利補給率を 40% に引き上げています。

貸付対象事業

市町村道・橋りょうのグレードアップ、植栽、歩道のカラー舗装、法面・歩道橋の修景、街路樹の設置等
小規模河川の護岸・堤防の修景、緑化
街角公園等の整備、モニュメントの設置
遊歩道・石畳等の設置、水路の改修
その他公共施設の修景等景観形成事業

貸付条件は、充当率が貸付対象事業費の 75%、貸付利率は貸付日現在における財政融資資金貸付利率の 0.5% 減(下限 0.1%)とし、償還方法は 10 年の元金均等償還であり、貸付枠は 4 億 8 千万円となっています。

2 景観の保全・創造に関する施策

(1)みどりの街並み計画の推進(みどり自然課)

本県は豊かな自然と美しい景観に恵まれています。市街地では、都市化の進展などに伴い自然との共生を感じる身近な緑が減少傾向にあります。都市の緑は、植物の二酸化炭素の吸収と蒸発散作用等によるヒートアイランド現象の緩和、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、潤いのある都市景観の形成など多様な機能を有しており、快適で安全な都市生活を実現するうえで、欠かせない重要な役割を果たしています。

このため、県では緑に包まれた快適な都市環境を創造するため「みどりの街並み計画」を策定しました。みどりの街並み計画は、みどりの創出、みどりの保全、みどりを育てる仕組みの 3 つの柱によって構成されており、都市における環境保全、都市景観、防災等の諸機能を効果的に発揮できるよう、長期的視点に立ち、系統的に緑地を配置し、県、市町村、住民が一体となって積極的に緑化を推進していくものです。また、平成 16 年 3 月に策定された新たな「山梨県緑化計画」(計画期間:平成 16 年～平成 25 年)の市街地に関わる部門計画として位置づけられています。

みどりの街並み計画の概要

ア 都市のみどりの創出

都市公園の整備を進めるとともに、県有施設等公共施設の緑化、街路樹等による道路の緑化、水辺空間と一体となった河川沿いの緑化など、豊かさを実感できる身近な空間における緑の整備を計画的、系統的に推進します。また、緑地協定や景観形成住民協定の締結による住民の自主的な緑化を推進するなど、民間の緑の整備を促進します。

イ 都市のみどりの保全

都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区の指定や風致や景観に優れた地区について風致地区の指定、見直しを行うとともに、貴重な緑地の公有地化、市町村の緑化保全事業の支援など、緑の資源を保全し保護育成を図ります。

ウ みどりを育てる仕組み

不要樹木の有効活用を図るグリーンバンク制度の拡充や緑の募金、緑の基金事業の充実など、緑化推進体制の整備を進めるとともに、普及啓発活動を通じて地域住民の緑化に対する関心を広げ、住民参加により行政と一体となった緑化の推進を図ります。さらには、緑づくりの意義を理解し、住民による自主的な緑づくりの展開がされるよう、その環境整備を進め、また、緑の質を維持向上させるため、管理体制の充実を図ります。

平成 18 年度事業

・緑の風景創造事業 2 箇所

みどりの街並み計画対象区域内などの県有施設の緑化整備

・グリーンバンク事業 347 本

住宅の増改築や道路工事等で不要となった大型緑化樹の再利用

・緑サポーター養成研修の実施 緑サポーター - 養成者数 29 人(緑サポーター登録者数 13 人)

県民が主体となって行う緑化活動を支援するため樹木医養成研修

(2)緑の風景創造事業(みどり自然課)

県事業

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行いました(平成 18 年度実施箇所:あけぼの医療福祉センター、甲府城西高等学校)。

市町村事業

地域のモデルとなる市町村施設に質の高い緑の創出を図るため、シンボルツリーを中心とした緑地の整備などへの補助事業を実施しました(平成 18 年度実施箇所:敷島保健福祉センター(甲斐市)、甲斐小泉駅周辺(北杜市)、峡北広域環境衛生センター(峡北広域行政事務組合))。

(3)やまなしの歴史文化公園の整備(観光資源課)

本県は、美しい自然環境に恵まれています。この風土のなかで育み築かれてきた歴史的文化的資産も豊富です。県では、このような郷土の歴史的文化的資産と周囲の自然景観が一体をなしている地域を「やまなしの歴史文化公園」として指定(平成 18 年 3 月末現在:17 市町村の 25 公園)し、

その保全と適正な活用を図っています。各地域では、これらの公園のもつ歴史的文化的資産を再認識し、住民自ら守り育てていく気運を高めるための取り組みが行われています。

(4)甲府城跡保存活用等の検討(学術文化財課)

県指定史跡甲府城跡は昭和43年の史跡指定時に実施された学術調査において「天守閣は存在しない。」と結論づけられましたが、平成2年以来実施されてきた舞鶴城公園整備事業に伴った発掘調査の成果などから、近年、天守閣は一時期存在していた可能性が高いとされるなど、甲府城のさらなる活用を考える時にきています。

このため、天守閣につながる未発見史料の追跡や、先行する天守閣等の復元事例を調査研究し、甲府城跡における天守閣復元の可能性を中心とした広範な調査検討(平成17年度～平成20年度の4年間)を行うため、平成17年6月には学識経験者10名で構成する「甲府城跡保存活用等調査検討委員会」を立ち上げ、調査先、調査内容、調査計画の検討等を行っています。

これまでの調査としては、古記録の総合調査や、文献史料の詳細調査、甲府城出土の大型鯨瓦や、金箔瓦類の比較検討のための調査や、大型金箔鯨瓦の復元図の作成を行っています。

これらの調査成果等については、調査検討委員会を開催(2回)し、状況報告や検討を行っています。

(5)文化財保存事業費の補助(学術文化財課)

文化財は、長い歴史の営みの中で伝承され発展してきたものであり、本県文化の礎でもあります。また、多くの場合、文化財はそれが伝わる地域の象徴でもあり、地域の景観を形作る重要な要素ともなっています。

県では、国指定及び県指定文化財の所有者が行う修理等保存事業に対し助成を行うことにより、貴重な文化財の保存・活用を積極的に進めています。

(6)建築文化賞による顕彰(建築指導課)

山梨県建築文化賞顕彰事業は、地域の周辺環境の向上に資し、景観上又は機能性に優れた建築物等を表彰することにより、魅力と風格のある文化的で快適なまちづくりに寄与するとともに、まちなみ景観に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

表彰部門は、住宅建築、一般建築物等、公共建築物等、良好なまちなみ景観を形成している建築物等の4つの部門があります。



甲斐市玉幡公園総合屋内プール(平成18年度建築文化賞)

平成18年度からは、山梨県及び建築関係5団体で構成される「山梨県建築文化賞推進協議会」が事業を実施しており、129件の応募作品の中から、建築文化賞1件、建築文化奨励賞5件が受賞

しました。

3 公共事業における景観形成

(1)農村景観形成事業(耕地課)

本事業は、県内の農山村が長い時間をかけて形成してきた固有の特徴ある景観を、県民の貴重な財産として将来に亘って保全、育成し、農山村の環境をより良いものにしていくために修景施設整備、親水施設整備、休養施設整備などを実施しています。また、この事業を地域のむらづくりとも関連させて、集落機能を維持・強化するとともに、地域の活性化を促すことにも力を入れています。平成18年度には、甲斐市、南アルプス市、増穂町で県営県単事業として実施しました。

(2)林業施設景観形成事業(治山林道課)

本県の豊かな自然と優れた景観を維持し、保全していくため、林道事業及び治山事業にかかる施工箇所、施設等で眺望上景観形成が必要なものについて、自然と調和した修景工事を

| 事業名 | 事業費 | 備考 |
|-----------|--------|-------------|
| 林道修景事業 | 14,359 | 法面对策工 |
| 治山修景事業 | 26,132 | 治山施設修景対策工等 |
| 県有林野内修景事業 | 1,960 | 不要木除去等の森林整備 |
| 計 | 42,451 | |

平成18年度林業施設景観形成事業実績(単位:千円)

を行っています。また、更に森林の持つ多面的な機能の総合的な発揮と均衡ある県土の保全を図るため、森林の環境保全機能と景観機能の強化に向けた施業も実施しています。

4 屋外広告物の適正化(建築指導課)

(1)屋外広告物条例制定の経緯

屋外広告物は、県民の日常生活に必要な情報を提供する媒体であるとともに、地域の活性化や個性化に大きな役割を果たしています。しかし、無秩序な掲出は地域の美観や自然景観を損なうばかりか、場合によっては公衆への危害を及ぼす危険性を生じさせることとなります。このため、県では屋外広告物条例を定め、地域の良い景観の形成や風致を維持するよう規制を行うとともに、定期的な監視及び講習会を開催し普及啓発に努めてきました。さらに「地域の美化は地域から」を前提に、取締りの一部をボランティアとして県民に委嘱しています。

(2)屋外広告物の適正化の推進

県では、平成18年度に地域の良好な景観の形成や風致を維持するため、屋外広告物に関する指導や規制、広告主等に対する意識啓発等を行いました。実施内容は、次のとおりです。

違反広告物に対する年間を通しての指導及び一斉取締り(2回)の実施。

屋外広告物に関する講習会(1回)の実施。

山梨県屋外広告物審議会(1回)の実施。